

第2期宇陀市 子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月

宇陀市

はじめに

本市では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境の整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援に関わる取り組みを推進してきました。



また、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況のなか、本市では、第1期計画が令和元年度末で終わりを迎えることから、第1期計画での取り組みの成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、「みんなで咲かせよう 親子の笑顔 安心して子育てできるまち 宇陀市」という基本理念を新たに定め、子どもの視点に立った子育て支援を推進し、地域社会全体の支えによる子育て環境の充実に取り組んでまいります。

今後は、本計画のとおり、妊娠、出産、子育てに至る一連のライフステージにおいて切れ目のない支援を行うことで、未来を担う子どもたちが、笑顔で心身ともに健やかに成長することができるよう、さらなる子育て支援施策の充実に努めてまいります。

終わりに、アンケート調査にご協力いただいた保護者のみなさまをはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「宇陀市子ども・子育て会議」委員のみなさま、関係機関の方々に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

宇陀市長

高見省次

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	3
第2章 子どもを取り巻く本市の現状	5
第1節 人口の動向	5
第2節 家庭や地域の動向	10
第3節 子どもの状況	12
第4節 就学前教育・保育の状況	14
第5節 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
第6節 アンケート結果からみた市民ニーズ	21
第3章 計画の基本的な考え方	36
第1節 基本理念（めざす姿）	36
第2節 基本的な視点	36
第3節 重点施策の設定と施策体系	37
第4章 重点施策	41
重点施策1 子どもが心身共に健やかに成長するための支援	41
重点施策2 子どもの安全確保	48
重点施策3 子どもの人権尊重と権利意識の推進	50
重点施策4 子育てを支援する生活環境づくり	52
重点施策5 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援	54
重点施策6 障がいのある子どもへの支援の充実	56
重点施策7 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援	58
第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	60
第1節 教育・保育提供区域	60
第2節 児童人口の推計	60
第3節 幼児期の教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制	61
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	67
第6章 計画の推進に向けて	78
第1節 計画の進行管理	78
第2節 国・県等との連携と広域調整	78
資料編	79

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。このような状況を打開するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の改善・普及、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に幼児教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされ、本市においてもこのような考え方に沿って様々な支援策を実施しています。

宇陀市においても、これまでの「次世代育成支援行動計画」の取組を検証し、その成果を反映した「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、多様な子育て支援事業を推進してきました。このたび、第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、宇陀市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

＜関連法制度の変遷と本市における関連計画の策定経過＞

平成15年度 次世代育成支援対策推進法成立



平成22年度 次世代育成支援対策推進法成立



平成24年度 子ども・子育て支援法成立



平成27年度 子ども・子育て支援新制度



平成27年度 第1期子ども・子育て支援事業計画



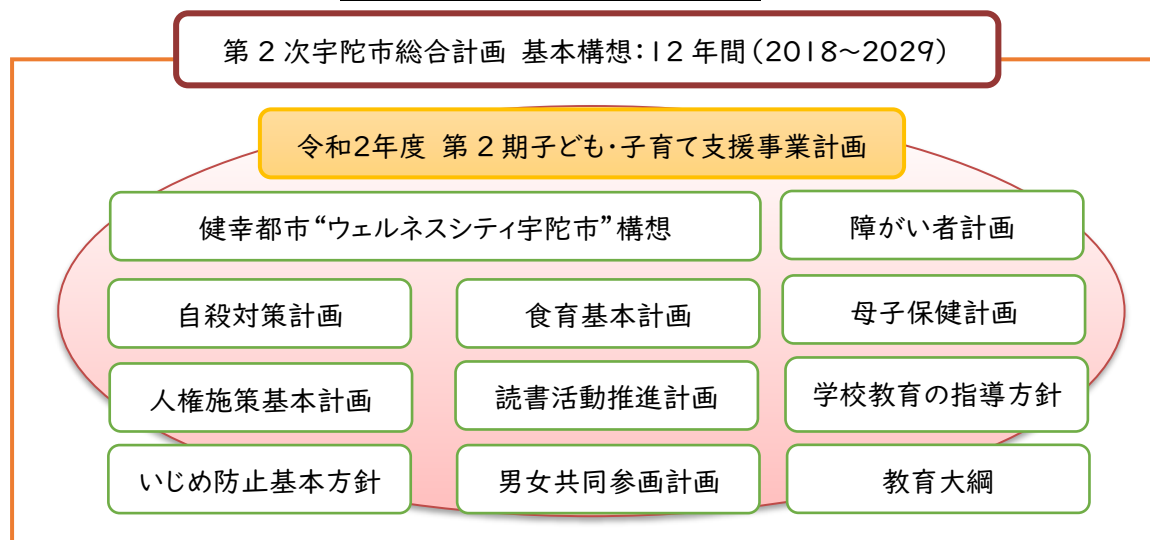
令和2年度 第2期子ども・子育て支援事業計画

第2節 計画の位置づけ

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。あわせて、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の考え方を継承して、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものであり、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するもので、基本指針に基づき、奈良県が策定する「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」や「第2次宇陀市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

＜本市における他計画との関係＞



第3節 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

西 暦	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	平 成				令 和					
和 暦	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	宇陀市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画					

第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の改正方針】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 外国につながる幼児への支援・配慮
- 2 平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第 198 回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

2019 年 2 月 18 日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明】

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年 10 月 1 日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子どもが対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

②支給要件

- ・3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1。

(3) その他

【幼児教育・保育の無償化】

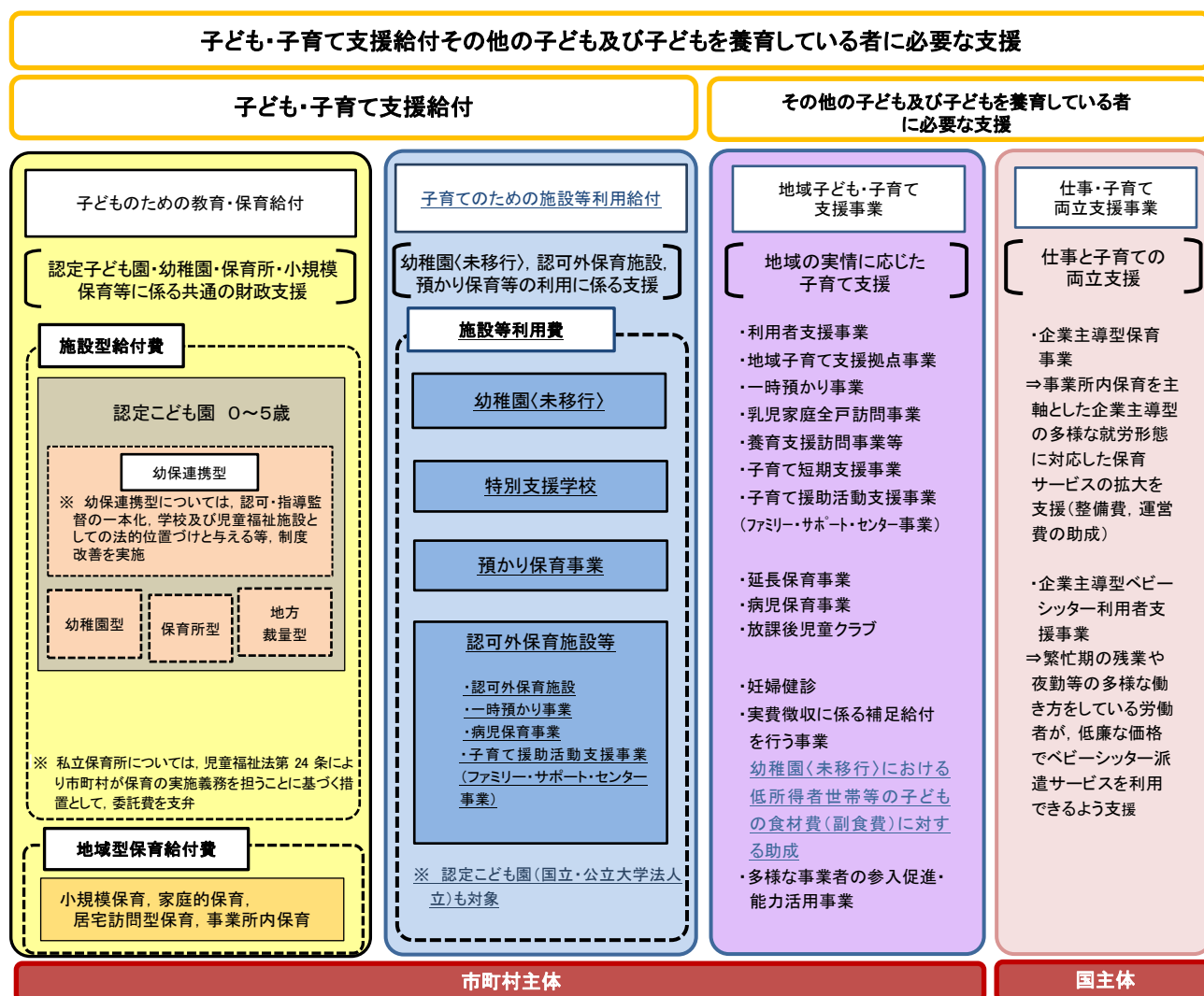
幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラス（小学校就学前）までの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもを対象として保育料全額が無償となります。ただし、新制度に移行していない幼稚園については、月額上限 2.57 万円までが無償となります。

認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を含む）は、保育の必要性があると認定を受けた3歳から5歳までの子どもは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額 4.2 万円までの利用料が無料になります。

預かり保育の利用料については、保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料無償化に加え、月額上限額 11,300 円までの範囲で無償となります。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。なお、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

図表 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



第2章

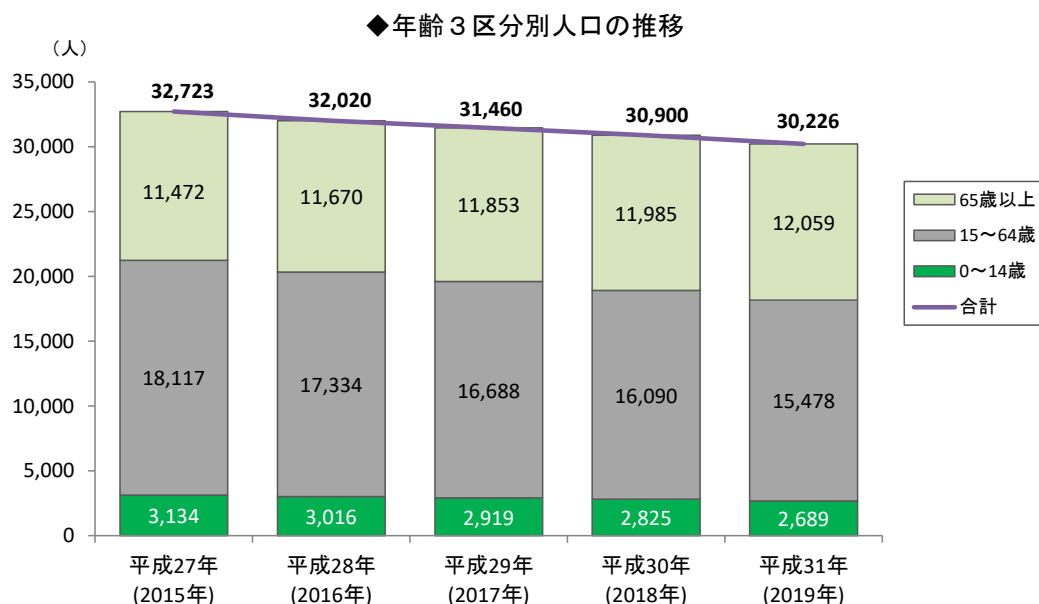
子どもを取り巻く本市の現状

第1節 人口の動向

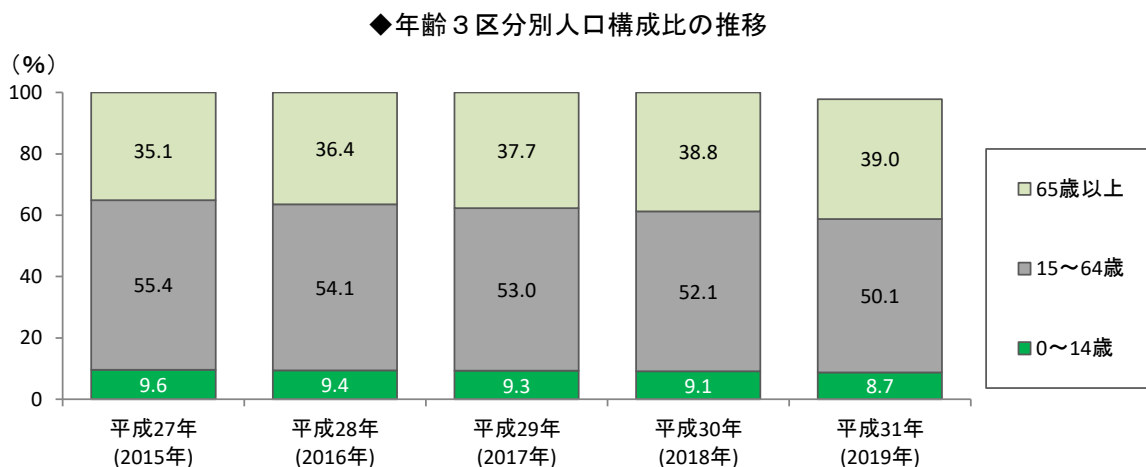
(1) 人口の推移

総人口は、減少傾向が続いており、平成31年4月現在 30,226 人となっています。

また、年齢3区分別人口をみると、年少人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しています。年少人口比率については低下傾向にあり、平成31年では 8.7% となっています。一方、高齢者人口比率については上昇傾向となっており、少子・高齢化が急速に進行しています。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

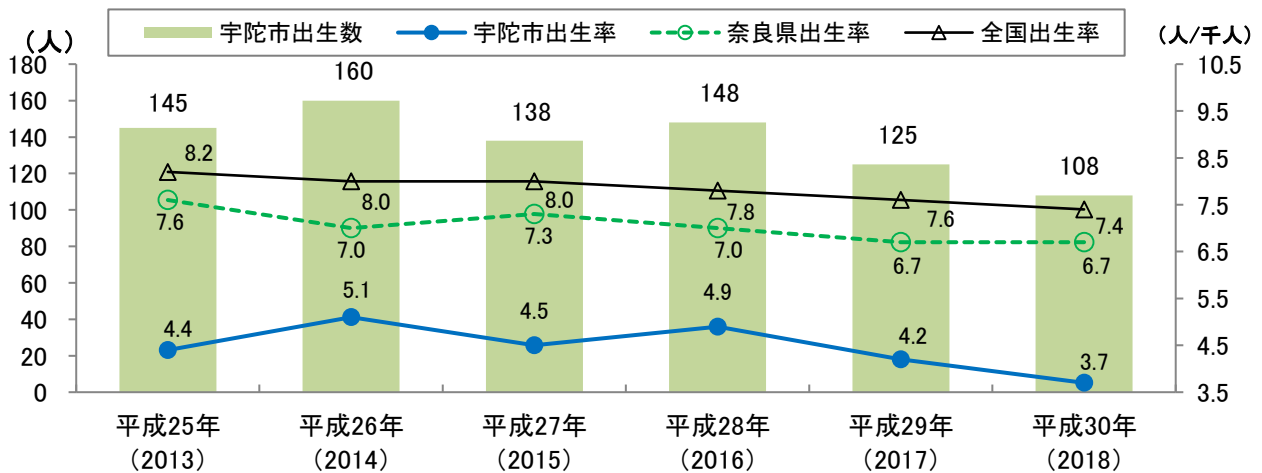
(2) 自然動態と社会動態

① 出生数と出生率の動向

出生数の動向をみると、年による変動を経て、平成 30 年に 108 人となっています。出生率については、近年 5.0 前後（人口千人あたり）から減少傾向にあり、平成 30 年では 3.7 となっています。奈良県の値 6.7 と比較すると低い値となっています。

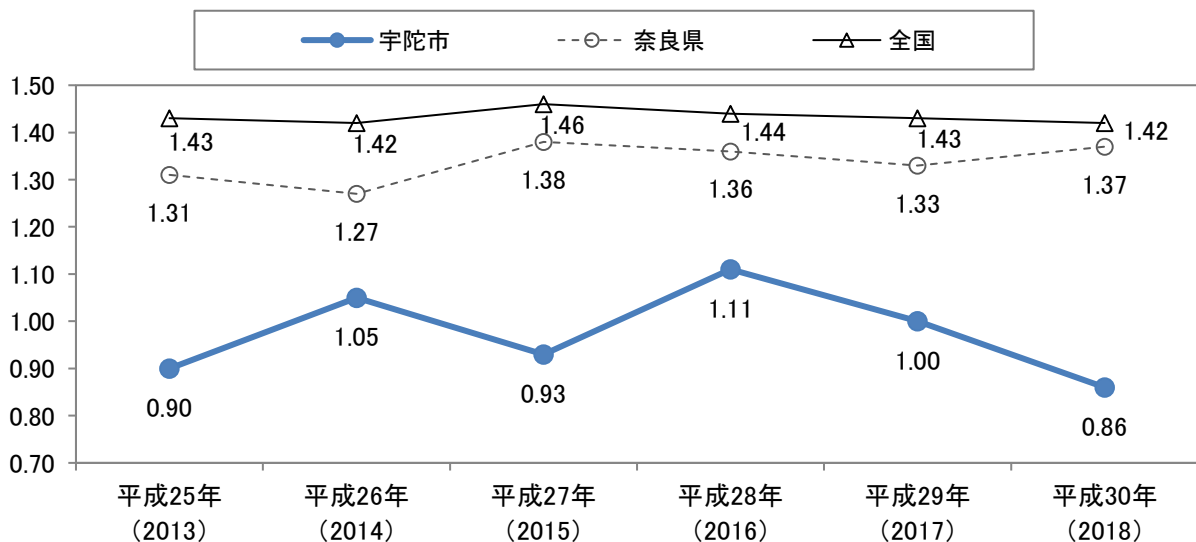
また、合計特殊出生率については、全国や奈良県の値を下回って推移しており、最新値は 0.86 となっています。

◆出生数・出生率の推移



資料：奈良県・人口動態統計

◆合計特殊出生率の推移

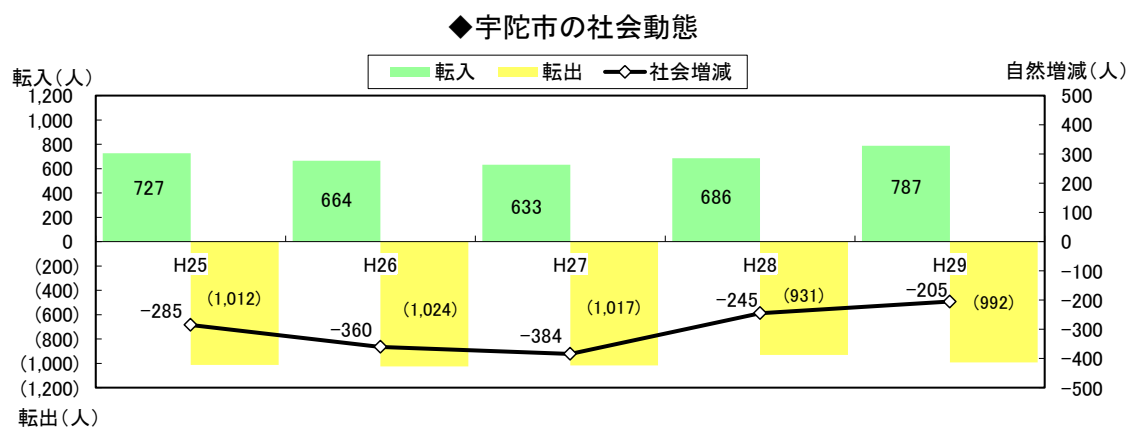


資料：厚労省・人口動態統計

※合計特殊出生率：1 人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。
15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

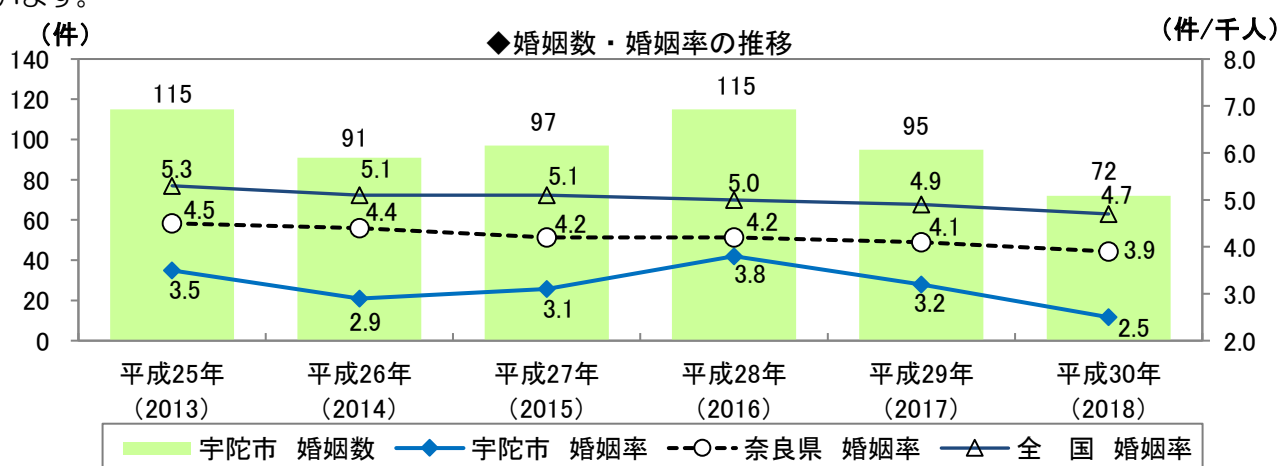
②転入と転出の動向

転入と転出の動向については、転出超過が続き、社会減が続いているものの、平成 27 年以降は減少幅が小さくなっています。

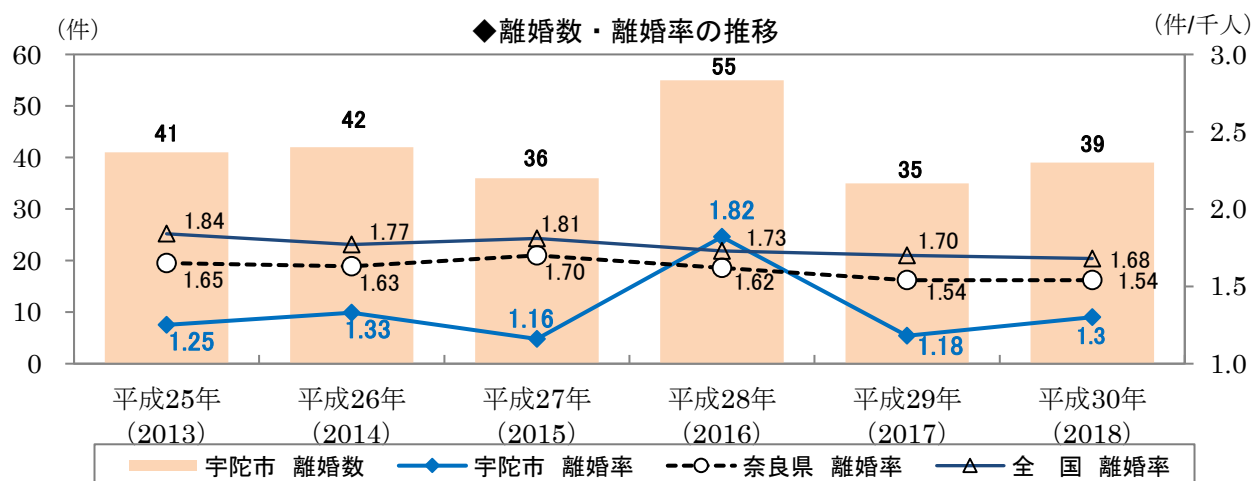


(3) 婚姻と離婚の動向

婚姻と離婚の推移をみると、婚姻件数については、減少傾向が続いており、平成 30 年では 72 件となっています。離婚件数については、増減はありますが、平成 30 年は前年より増加し 39 件となっています。



資料：奈良県・人口動態統計

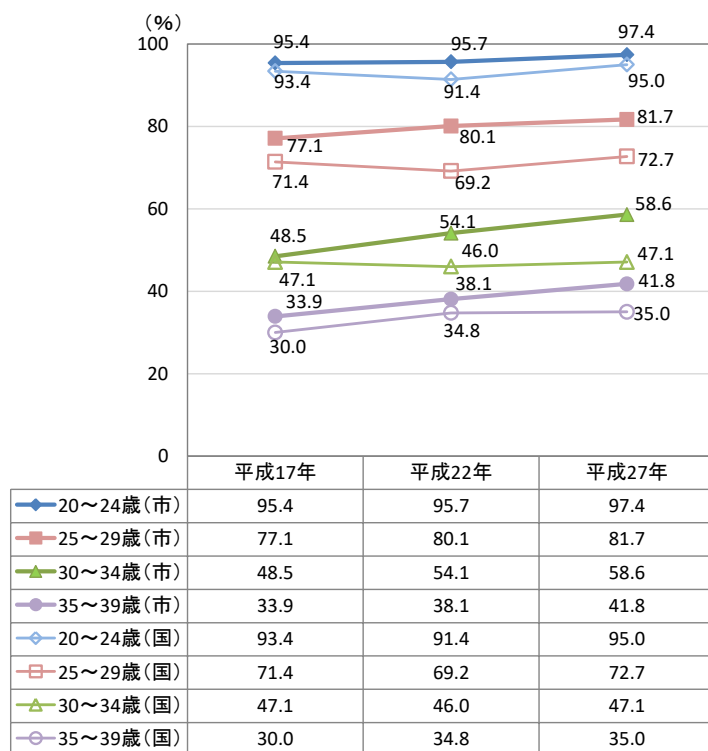


資料：奈良県・人口動態統計 ※平成 30 年の市・県の率は小数点第 1 位までの値

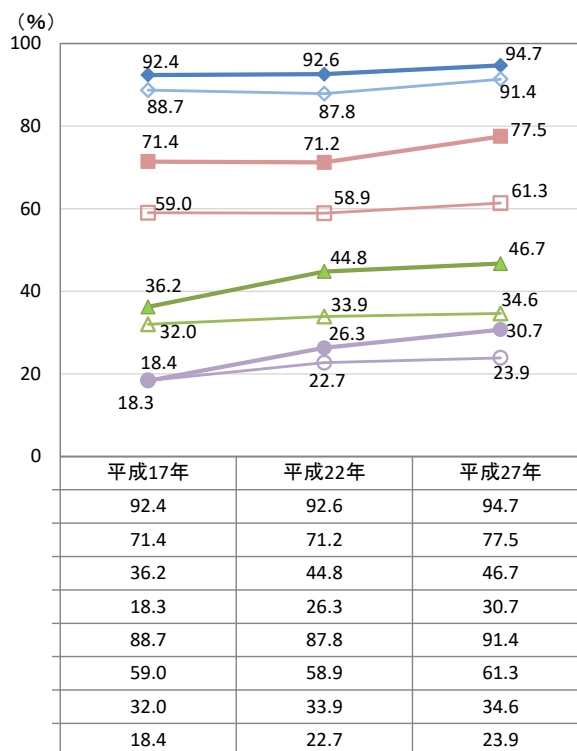
20～30 歳代の本市の未婚率は、男女ともに、すべての年代で上昇傾向にあります。また、概ね国よりも高い値で推移しています。

◆未婚率の推移

<男性>



<女性>

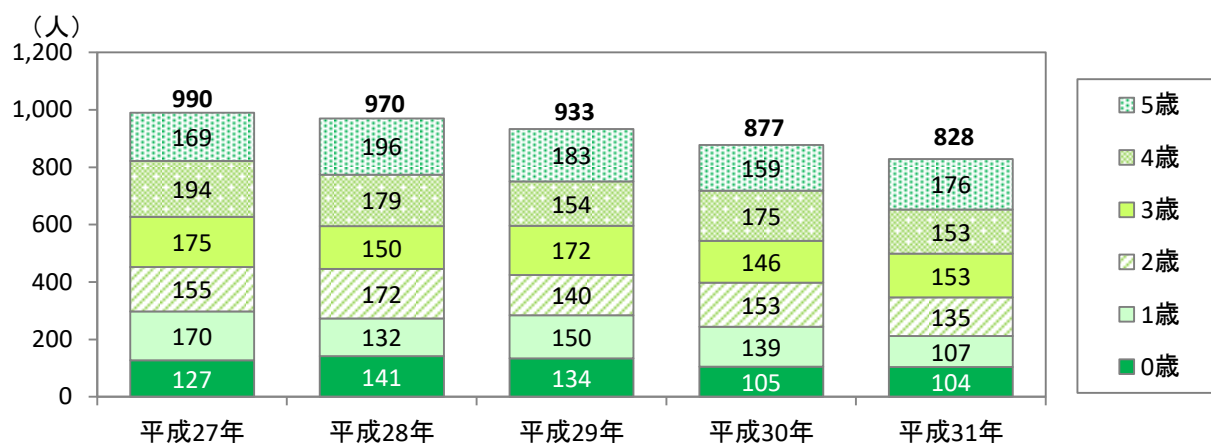


資料：国勢調査

(4) 児童数の動向

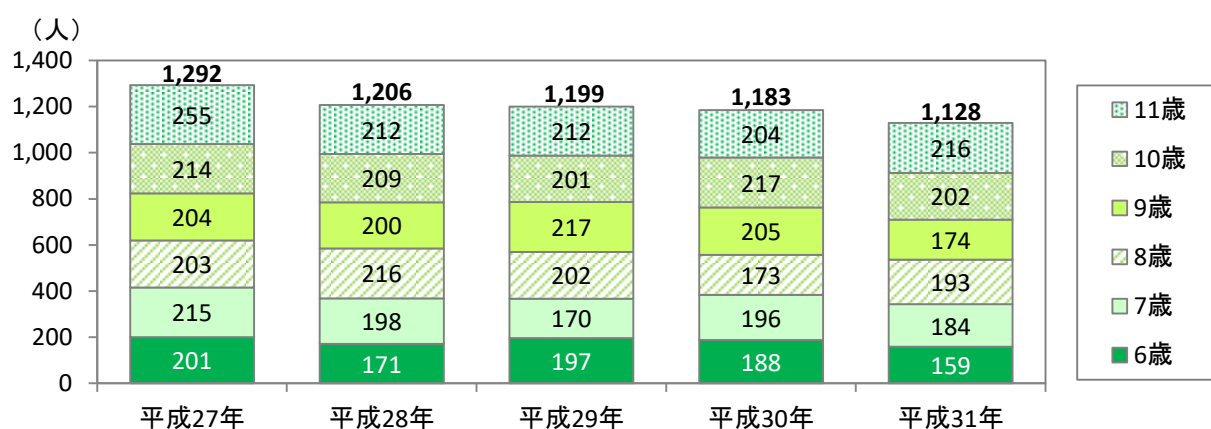
11歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成31年4月現在、就学前児童は828人、就学児童は1,128人で、計1,956人となっています。

◆就学前児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年12月1日）

◆就学児童人口の推移



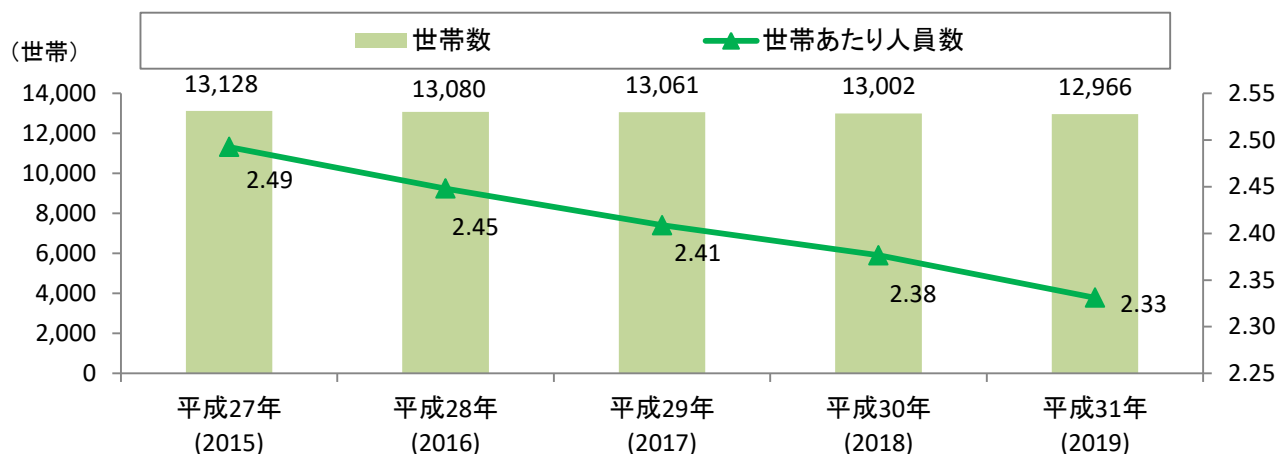
資料：住民基本台帳（各年12月1日）

第2節 家庭や地域の動向

(1) 世帯の状況

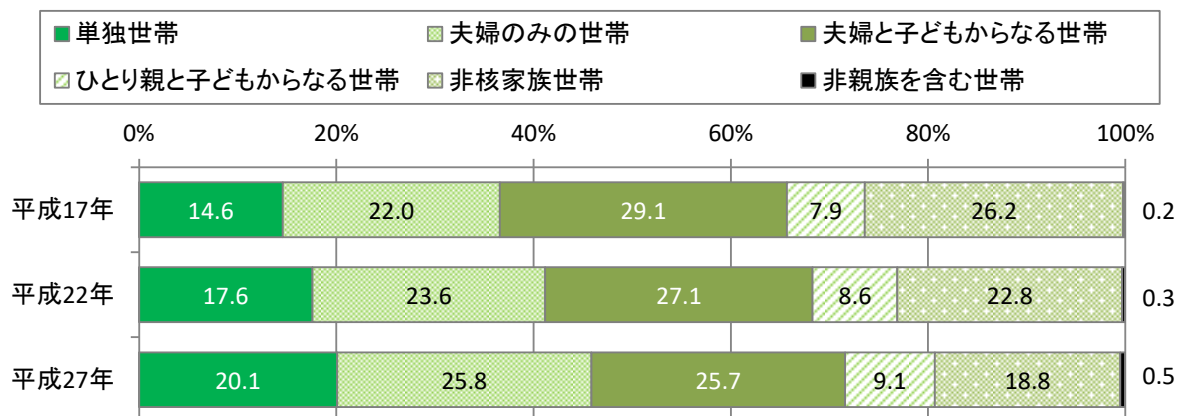
近年の世帯数の推移をみると、減少傾向となっており、平成31年4月現在で12,966世帯となっています。また、国勢調査による世帯構成をみると、単独世帯や夫婦のみ世帯の構成比が増加傾向が上昇しています。

◆世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

◆一般世帯の家族タイプの構成比推移



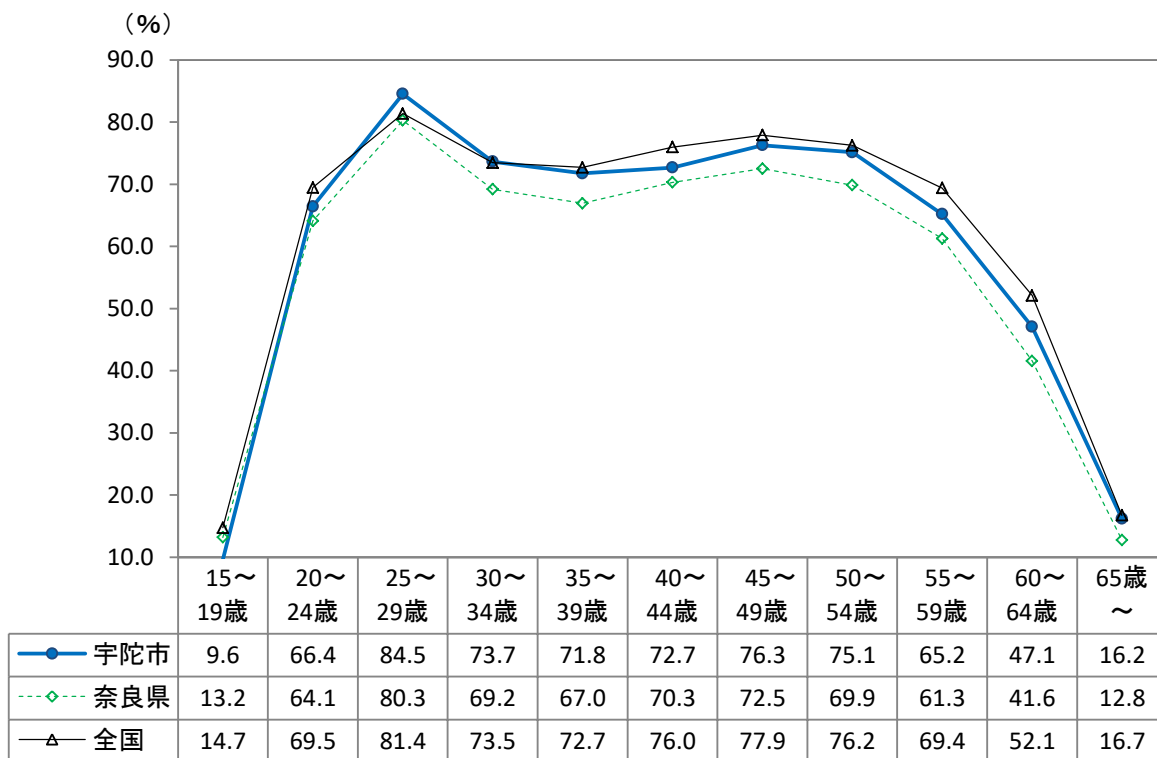
資料：国勢調査

(2) 就労の状況

平成 27 年国勢調査によると、本市の労働力率は、男性 64.8%、女性 43.2%となっています。

本市における女性の労働力率は、全国や奈良県と同様 30 歳～39 歳までの子育て期で低くなっています。各年齢階級で奈良県平均よりも高い値となっています。

◆年齢 5 歳階級別・女性の労働力率（平成 27 年）



資料：国勢調査

第3節 子どもの状況

(1) 園児数の推移

認定こども園・幼稚園・保育所（園）入所者数の推移をみると、保育施設は、増加傾向が続いている一方で、教育施設は、減少傾向となっています。

待機児童数については、これまでのところ0人で推移しています。

◆認定こども園・幼稚園・保育所（園）への入所・入園者数の推移

単位：人

保育・教育の別	園別/年度	H27	H28	H29	H30	H31
保育施設	大宇陀こども園	88	92	84	72	79
	室生こども園	31	26	31	29	40
	菟田野保育所	36	30	31	39	33
	榛原北保育園	62	78	79	87	92
	しらゆり保育園	123	125	134	139	140
	園 計	340	351	359	366	384
教育施設	大宇陀こども園	73	66	73	74	65
	室生こども園	28	23	18	21	14
	幼稚園（総数）	185	173	154	147	139
	園 計	286	262	245	242	218

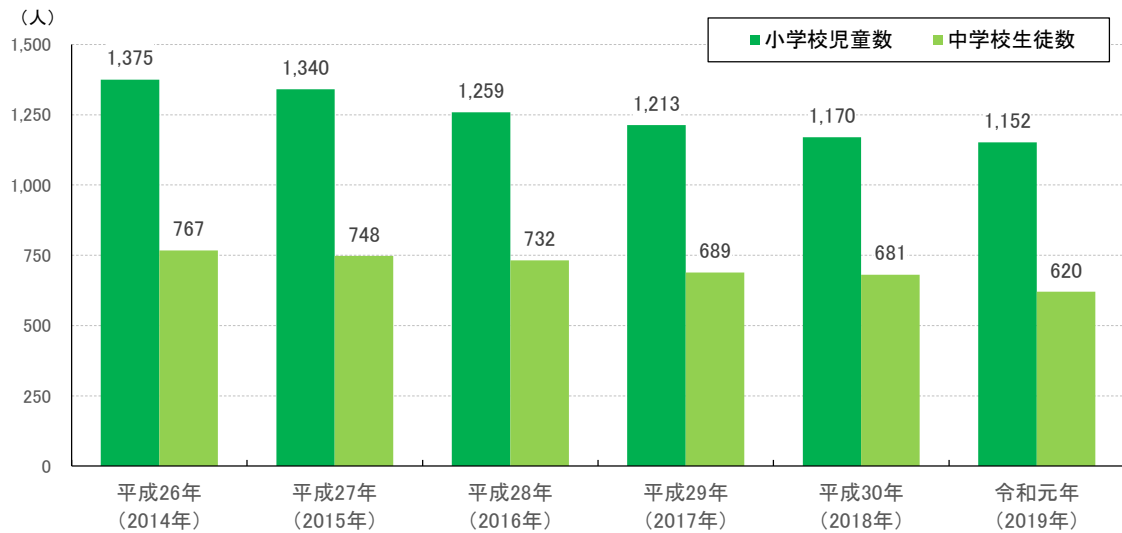
資料：こども園は教育認定と保育認定で別々に計上（各年4月1日）

幼稚園は学校基本調査（各年5月1日）

(2) 児童・生徒数の推移

小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向となっています。

◆小中学校・児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日）

◆小中学校児童・生徒数の状況（令和元年度）単位：か所、人

	小学校	中学校
学校数	6	4
児童・生徒数 総数	1,152	620
1年生	178	183
2年生	182	225
3年生	166	212
4年生	190	—
5年生	213	—
6年生	223	—

資料：学校基本調査（令和元年5月1日）

第4節 就学前教育・保育の状況

(1) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園の状況

市内のこども園（保育認定）・保育所（園）については、平成31年で5か所、定員数は465人となっています。入所者数は、定員を81人下回る状況となっています。こども園（教育認定）・幼稚園については、平成31年に幼稚園3か所、認定こども園2か所となっており、幼稚園の定員190人に対し園児数は139人、認定こども園は定員数100人に対し園児数は79人です。

◆保育所（園）、幼稚園、認定こども園の定員及び入所者数

単位：人

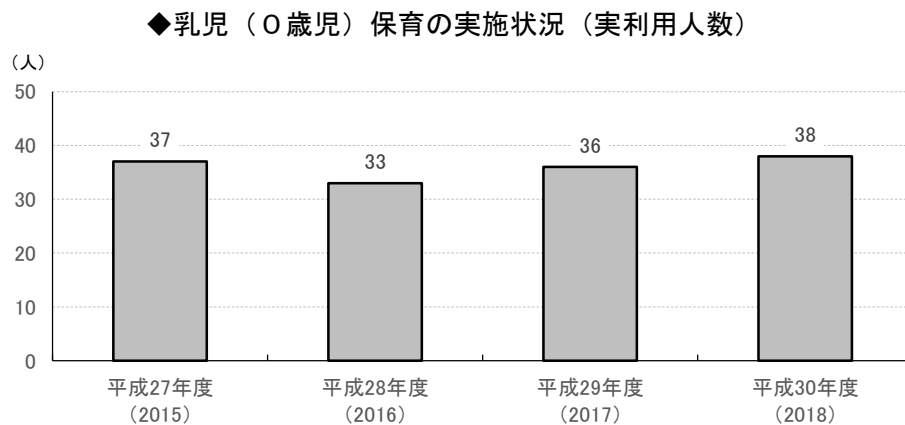
				H27	H28	H29	H30	H31
こども園 (保育認定)	公立	大宇陀こども園	定員数	120	120	120	90	90
			入所者数	88	92	84	72	79
		室生こども園	定員数	75	75	75	60	60
			入所者数	31	26	31	29	40
保育所	公立	菟田野保育所	定員数	130	130	130	65	65
			入所者数	36	30	31	39	33
		榛原北保育園	定員数	100	100	100	100	100
			入所者数	62	78	79	87	92
	私立	しらゆり保育園	定員数	150	150	150	150	150
			入所者数	123	125	134	139	140
こども園 (教育認定) 幼稚園	公立	大宇陀こども園	定員数	150	150	150	70	70
			入所者数	73	66	74	74	65
		室生こども園	定員数	60	60	60	30	30
			入所者数	28	23	18	21	14
		榛原幼稚園	定員数	210	210	210	70	70
			入所者数	78	73	58	62	64
		榛原東幼稚園	定員数	280	280	280	85	85
			入所者数	86	81	73	58	53
		榛原西幼稚園	定員数	140	140	140	35	35
			入所者数	21	18	23	27	22

資料：こども園は教育認定と保育認定で別々に計上（各年4月1日）

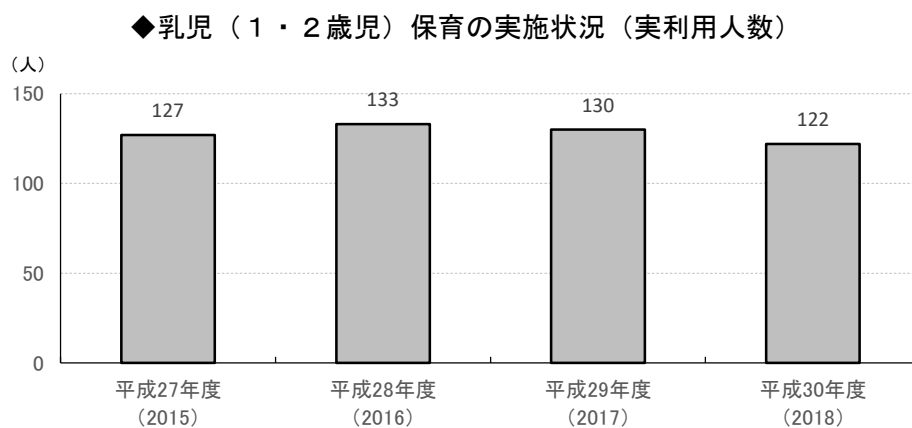
幼稚園は学校基本調査（各年5月1日）

（２）乳児保育・低年齢児保育の実施状況

乳児（０歳児）保育については、５か所すべての保育所（園）で実施しており、平成３０年度の実利用人数は３８人となっています。



低年齢児（１、２歳）保育についても、５か所すべての保育所（園）で実施しており、平成３０年度の実利用人数は１２２人となっています。



第5節 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、各地域に1か所相談窓口を設置します。

単位：か所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	箇所数	4	4	4	4	4
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3
実績	箇所数	3	3	3	3	3

(平成31年度は2月末時点の数値)

本市では、平成27年4月から、子育て支援センターすくすく(菟田野)、認定こども園2園(大宇陀・室生)の3か所で実施しています。榛原地域における就学前施設の整備については現在検討段階であるため3か所となります。

(2) 延長保育事業

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

単位：人

提供区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
大宇陀地域	見込み	26	25	25	24	22
	実績	4	7	7	5	7
菟田野地域	見込み	17	16	16	15	14
	実績	0	0	0	1	2
榛原地域	見込み	67	65	62	60	58
	実績	37	35	46	56	50
室生地域	見込み	13	12	12	11	11
	実績	0	0	0	1	0
合 計	見込み	123	118	115	110	105
	実績	41	42	53	63	59

(平成31年度は2月末時点の数値)

私立しらゆり保育園のみの実施となり、増加傾向にあります。ファミリー・サポート・センター事業の実績はありません。

※延長保育とは、保育標準時間(7:30~18:30)を超える、7:00~7:30と18:30~19:30の保育をいいます。

（３）放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年生までの児童が、学童保育室を利用するものです。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	見込み	173	170	154	143	140
	実績	163	166	160	171	163
高学年	見込み	77	69	70	69	68
	実績	33	36	39	35	49
箇所数	見込み	7	7	7	7	7
	実績	6	7	7	7	7

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

平成 27 年度に、室生小学校に設置したことにより、各地域に提供体制が整備できました。低学年は、ほぼ見込みどおり、高学年は、見込みを下回っています。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	利用人数	0	0	0	0	0
実績	利用人数	0	0	0	2	0

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

県内児童福祉施設と委託契約により、受け入れ体制を整備しています。契約施設も年々増加しているので、養育が一時的に困難となった場合のニーズにも対応可能となっています。

（５）地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感、負担感を軽減するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です

単位：人、箇所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	936	890	854	1,840	1,783
	実績	1,100	2,007	2,598	2,346	2,138
設置箇所	見込み	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

本市では、平成 27 年 4 月から、子育て支援センターすくすく（菟田野）、認定こども園 2 園（大宇陀・室生）の 3 か所で実施しています。榛原地域における就学前施設の整備については現在検討段階であるため 3 か所となります。利用状況をみると、延べ利用者数は平成 28 年度より 2,000 人を超え増加しています。

（６）一時預かり事業（１号認定対象）

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	5,656	5,470	5,426	4,410	4,229
	実績	5,384	4,869	5,063	4,790	3,511

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

大宇陀・室生こども園、榛原・榛原東・榛原西幼稚園、の 5 園で幼児教育在園児を対象とした一時預かりとなります。利用状況をみると、延べ利用者数は 5,000 人前後で推移しています。幼稚園等休業日のファミリー・サポート・センターの実績はありません。

（７）一時預かり事業（未就園児等）、短期支援事業（トワイライトステイ）等

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、こども園等で一時的に預かる事業を一時預かり事業といいます。

また、その他にファミリー・サポート・センター事業（未就学児実績）、夜間のみ預かるトワイライトステイがあります。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	8,425	8,038	7,836	1,696	1,681
	実績	2,137	2,078	1,656	1,633	873
(内訳)一時預かり		1,663	1,743	1,357	1,372	658
(内訳)ファミサポ		474	335	299	260	215
(内訳)トワイライトステイ		0	0	0	1	0

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

大宇陀・室生こども園、菟田野保育所、榛原北保育園で未就園児及び幼児教育の園児を対象とした一時預かりとなります。利用状況をみると、平成 28 年度からのやや減少傾向にあります。理由としては、幼稚園からこども園に移行したこと、働き方改革による就園児が増加したことが考えられます。

（８）病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

単位：人、箇所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	613	588	574	20	20
	実績	23	3	10	3	3
箇所数		1	1	1	1	1

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

平成 27 年 4 月より病後児保育室「りすぐみ」（大宇陀こども園）を開設しています。病後児という制約もあり、年間利用者数は見込みを下回っています。なお、病児・緊急対応のファミリー・サポート・センターでの実績はありません。

（９）妊婦に対する健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査の費用の一部を助成する事業です。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	144	139	135	137	129
	実績	160	160	115	178	167

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

本市では、上限を 95,000 円として、妊娠中に受診する 14 回の妊婦健康診査受診料を補助します。平成 29 年度一時的に減少しているものの、160 人前後で推移しています。

（10）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	144	139	135	137	129
	実績	115	148	122	109	95

（平成 31 年度は 2 月末時点の数値）

活動状況をみると、対象児童数の減少に伴い訪問件数は減少していますが、訪問率は平成 30 年度には 93.9%となっています。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動です。（就学児実績）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	見込み	0	0	0	17	17
	実績	29	19	10	27	24

（平成31年度は2月末時点の数値）

事業の利用状況をみると、参観日や公的事業の援助が多く、個人の援助によるものについては、少数となっています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

教材費や行事参加費など、教育・保育施設が保育料に上乗せ徴収を行う際に、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

令和元年10月より開始した「幼児教育保育の無償化」に伴い実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

多様な主体による特定教育・保育施設等の設置・運営を促進し、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を実施するものです。

新規事業者への情報提供や認可化に向けた支援を行っています。

第6節 アンケート結果からみた市民ニーズ

(1) 調査概要

①調査目的

本調査は、「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市内にお住まいの未就学（0～5歳児）のお子さんのいるご家庭を対象に、市民のみなさんが必要とされている子ども・子育て支援などの施策に対する意向を把握し、今後の市の子育て支援の充実を図ることを目的として実施したものです。

②実施要領

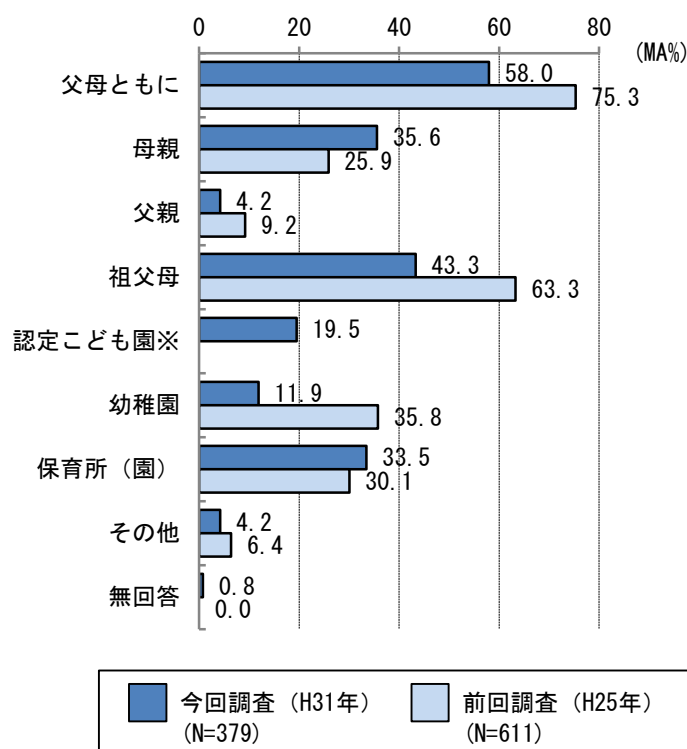
調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
市内在住 未就学（0～5歳児）のお子さん がいるご家庭	629人	379人	60.3%	平成31年 4月3日 ～ 平成31年 4月26日	幼稚園・保育所（園）・ こども園を通しての 配布・回収 (一部郵送配布・回収)

③図表の見方

- 1) 図表中の「N (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 2) 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 3) 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 4) 図表中に次のような表示などがある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。
 - ・ MA % (Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - ・ 3 L A % (3 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
 - ・ 2 L A % (2 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合これ以外の場合は、特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問です。
- 5) 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が著しく困難なものです。

(2) 子どもの育ちをめぐる環境

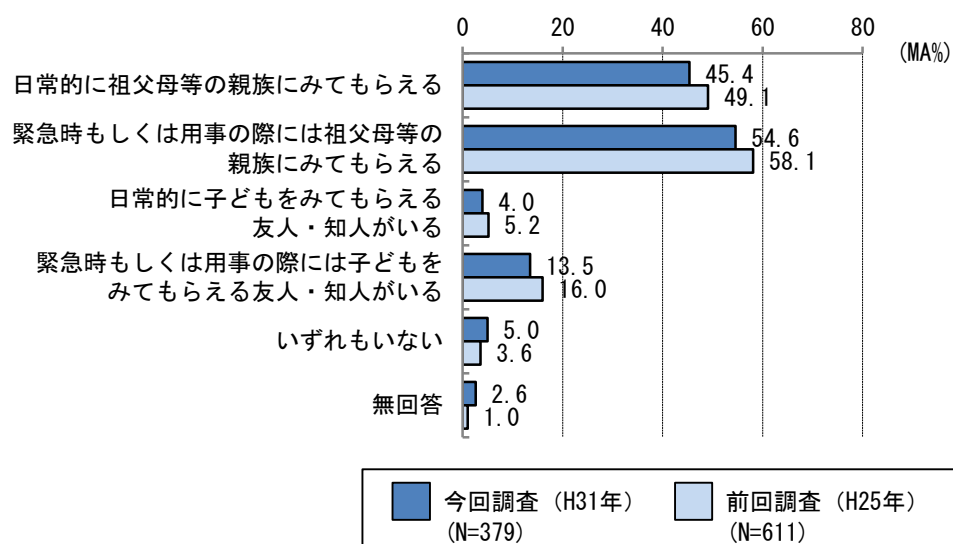
①子育てに日常的に関わっている人や施設



※「認定こども園」は、前回調査では選択肢なし

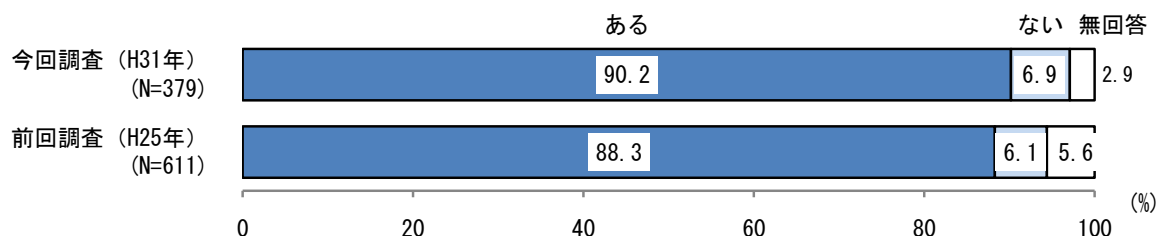
子育て（教育を含む）に日常的にかかわっている人や施設は、「父母ともに」が 58.0%と最も多く、次いで、「祖父母」が 43.3%、「母親」が 35.6%、「保育所（園）」が 33.5%となっています。前回調査に比べて、「認定こども園」が 19.5 ポイント、「母親」が 9.7 ポイント増加し、「幼稚園」が 23.9 ポイント、「祖父母」が 20.0 ポイント、「父母ともに」が 17.3 ポイント減少しています。

②子どもをみてもらえる親族・知人の有無



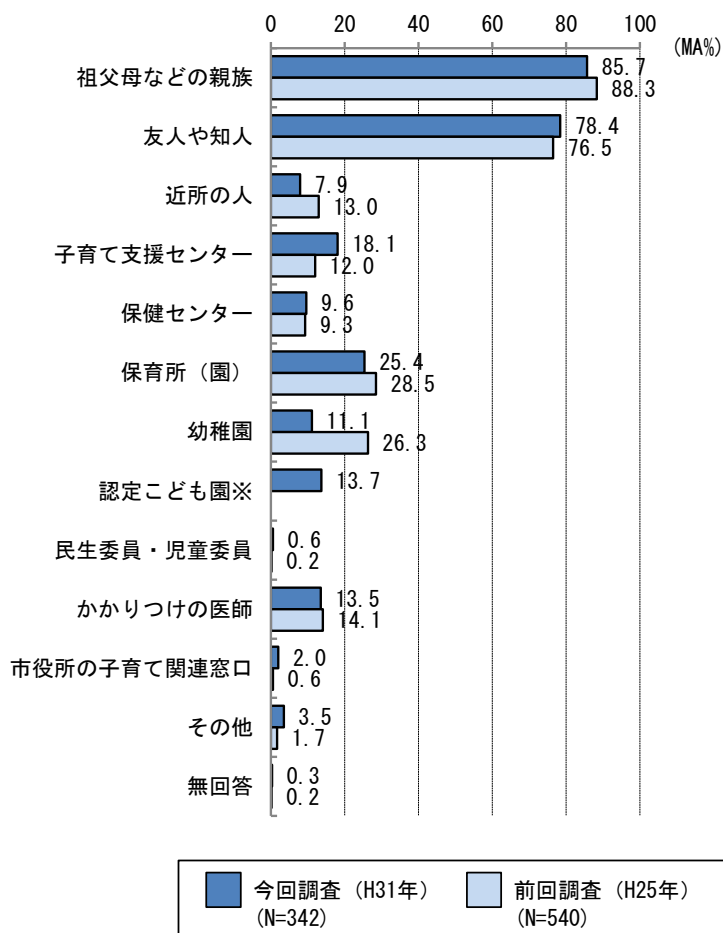
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.6%と最も多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 45.4%となっています。

③子育てについて相談できる人や場所の有無



子育てをする上で相談できる人や場所が「ある」は 90.2%となっています。

④子育てについての相談相手（相談先）



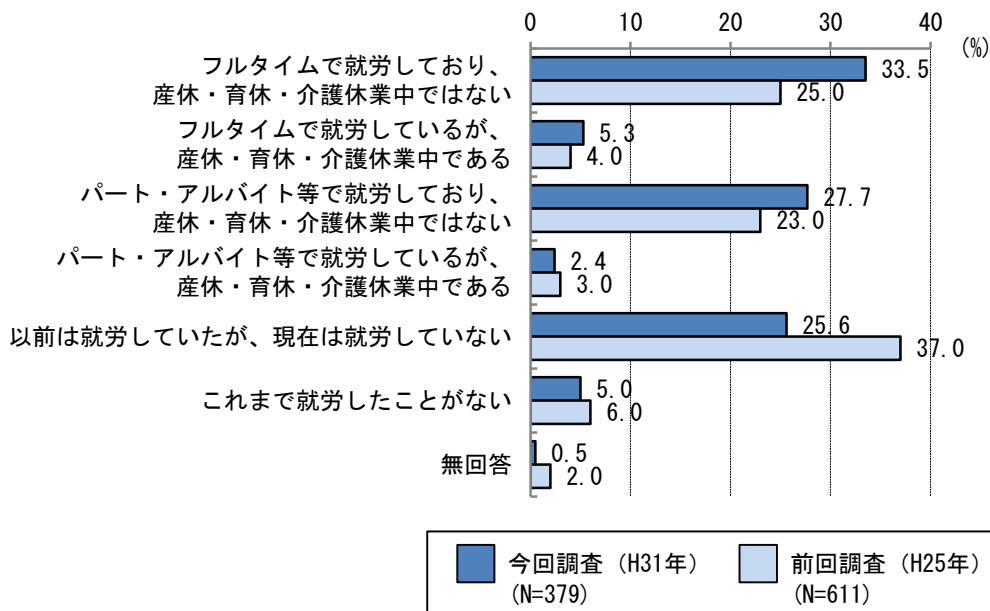
※「認定こども園」は、前回調査では選択肢なし

子育てについての相談相手（相談先）は、「祖父母などの親族」が 85.7%と最も多く、次いで、「友人や知人」が 78.4%となっています。前回調査に比べて、「認定こども園」が 13.7 ポイント増加し、「幼稚園」が 15.2 ポイント減少しています。

(3) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

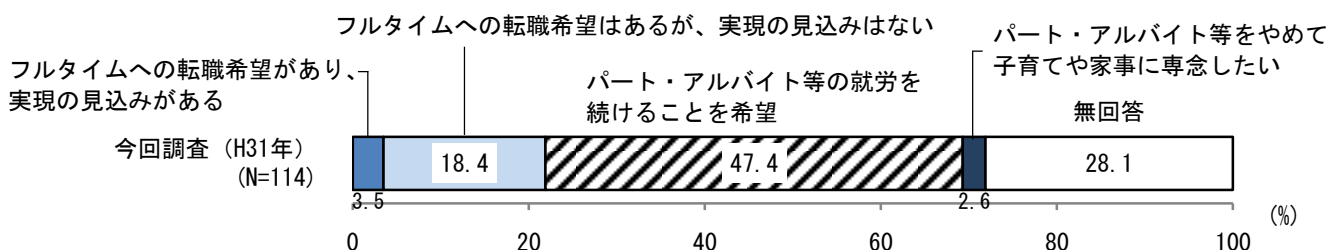
※「フルタイム」…1週5日程度・1日8時間程度の就労
 ※「パート・アルバイト等」…「フルタイム」以外の就労



母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.5%と最も多く、次いで、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.6%となっています。

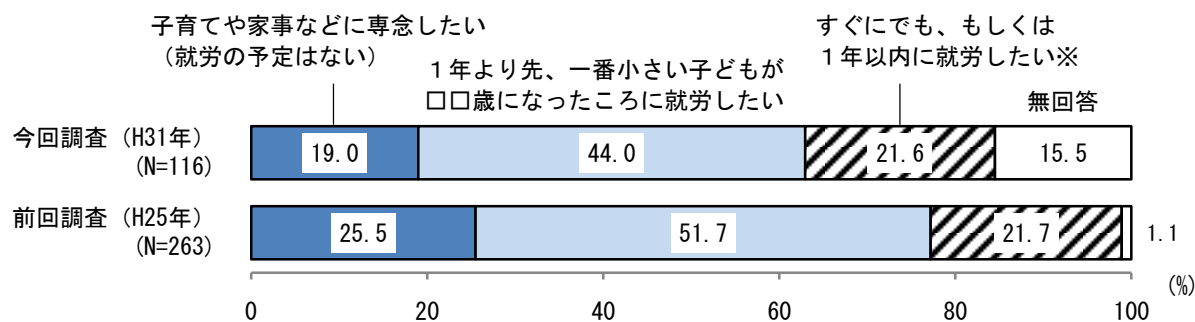
就労している母親（休業中含む）は合計68.9%で、前回調査に比べて、13.9ポイント増加しています。

②フルタイムへの転換希望



「パート・アルバイト等で就労している」母親の、フルタイムへの転職希望をたずねたところ、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が47.4%と最も多くなっています。また、「フルタイムへの転職希望があり、実現の見込みがある」は3.5%、「フルタイムへの転職希望はあるが、実現の見込みはない」は18.4%で、転職希望者は合計21.9%となっています。

③就労の希望

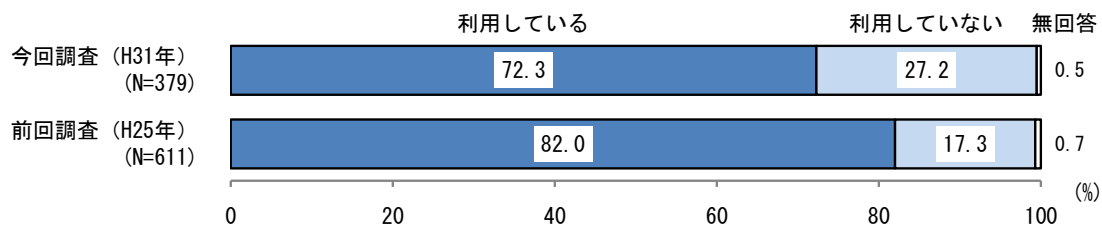


※「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は、前回調査では「フルタイム」と「パート・アルバイト等」で別集計になっていたため、合算した

「以前は就労していたが、現在は就労していない」又は「これまで就労したことがない」母親の就労希望は、「1年より先、一番小さい子どもが□□歳になったところに就労したい」が44.0%と最も多く、次いで、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が21.6%で、就労希望者は合計65.6%となっています。

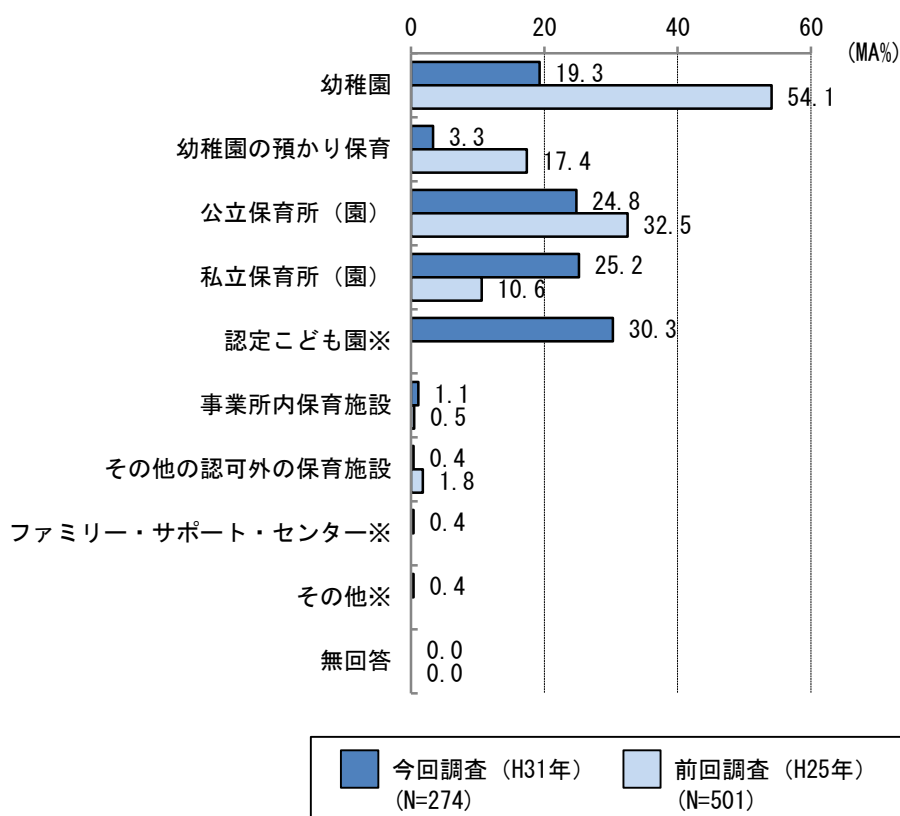
(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

①定期的な教育・保育事業の利用有無



定期的な教育・保育の事業を「利用している」人は72.3%となっています

②定期的に利用している教育・保育事業



※各事業の内容については以下のとおり

「幼稚園の預かり保育」…通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ

「認定こども園」…幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

「事業所内保育施設」…企業が主に従業員用に運営する施設

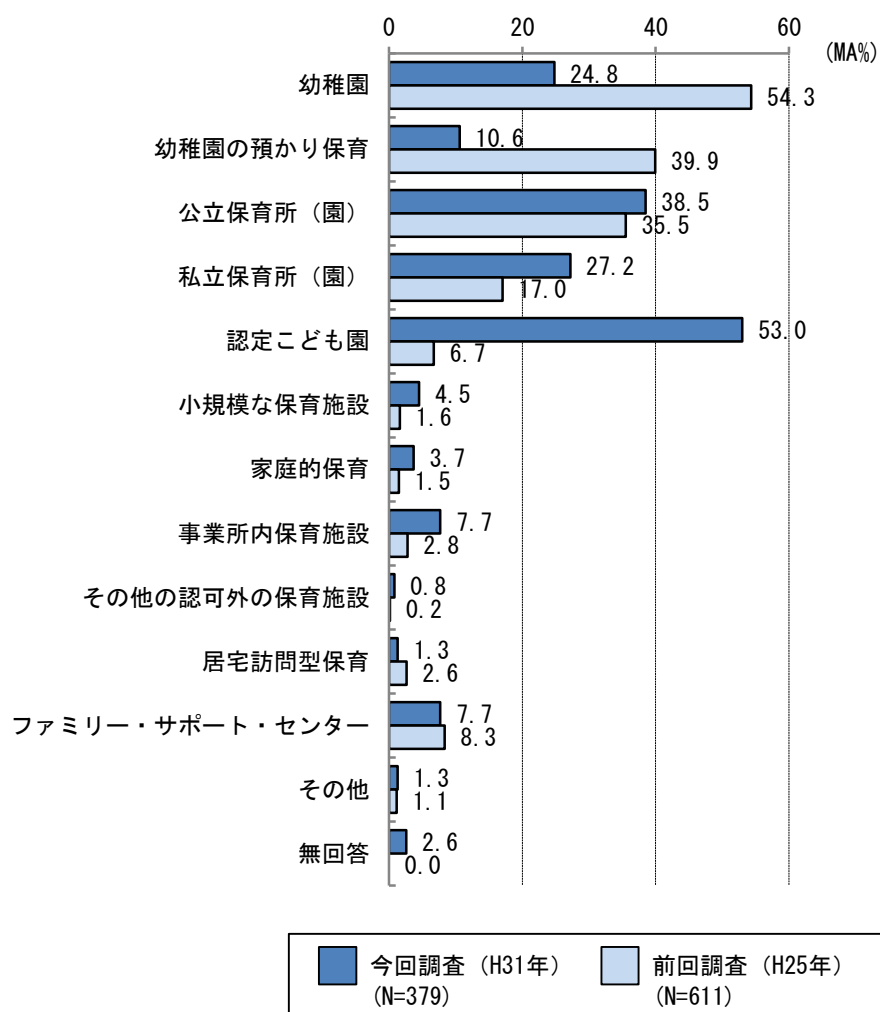
「ファミリー・サポート・センター」…育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人が登録し会員同士が有料で援助し合う組織

※「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「その他」は、前回調査では選択肢なし

定期的に教育・保育の事業を「利用している」方が、利用している事業は、「認定こども園」が30.3%と最も多く、次いで、「私立保育所(園)」が25.2%、「公立保育所(園)」が24.8%、「幼稚園」が19.3%となっています。

前回調査に比べて、「認定こども園」が30.3ポイント、「私立保育所(園)」が14.6ポイント増加し、「幼稚園」が34.8ポイント、「幼稚園の預かり保育」が14.1ポイント減少しています。

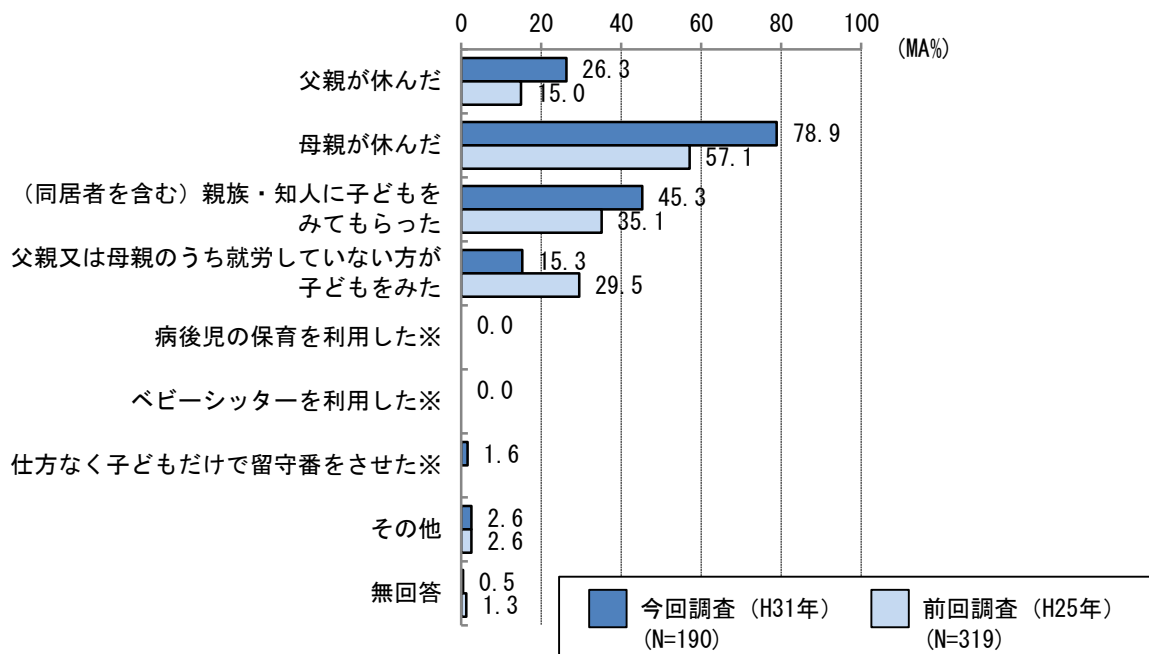
③定期的に利用したい教育・保育事業



平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が 53.0%と最も多く、次いで、「公立保育所(園)」が 38.5%、「私立保育所(園)」が 27.2%、「幼稚園」が 24.8%となっています。前回調査に比べて、「認定こども園」が 46.3 ポイント、「私立保育所(園)」が 10.2 ポイント増加し、「幼稚園」が 29.5 ポイント、「幼稚園の預かり保育」が 29.3 ポイント減少しています。

(5) 病気の際の対応

①病気やケガの際の対処の方法

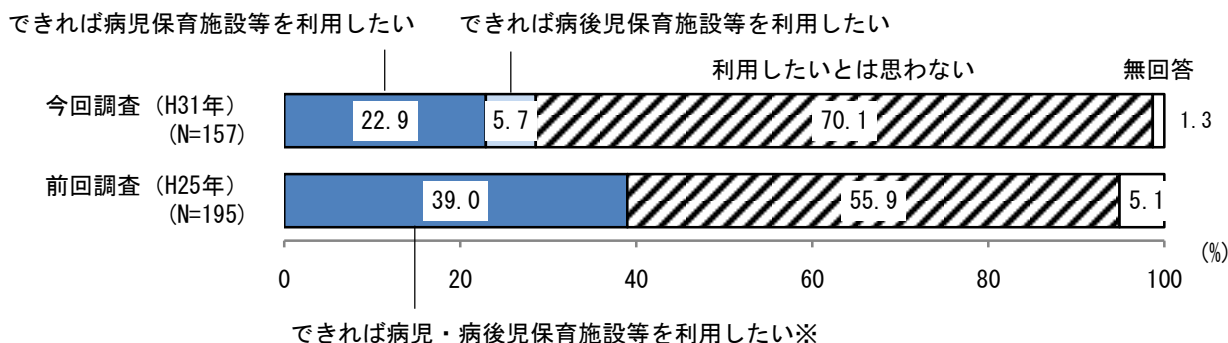


※「病後児の保育を利用した」「ベビーシッターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」は、前回調査では選択肢なし

子どもが病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかったときの対処の方法は、「母親が休んだ」が78.9%と最も多く、次いで、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が45.3%となっています。

前回調査に比べて、「母親が休んだ」が21.8ポイント、「父親が休んだ」が11.3ポイント、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が10.2ポイント増加し、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が14.2ポイント減少しています。

②病児・病後児保育施設等の利用希望

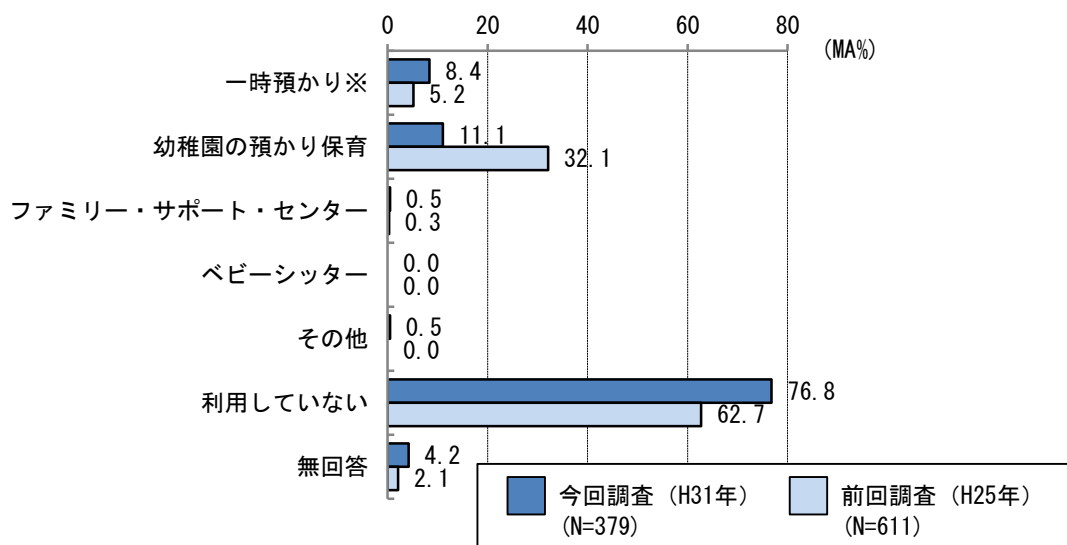


※前回調査では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」

子どもの病気やケガで「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」とお答えの方で、「できれば病児保育施設等を利用したい」は22.9%、「病後児保育施設等を利用したい」は5.7%となっています。

(6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

①不定期で利用している教育・保育事業



※各事業の内容については以下のとおり

「一時預かり」…私用など理由を問わずに保育所（園）などで一時的に子どもを保育する事業

「幼稚園の預かり保育」…通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ

「ファミリー・サポート・センター」…育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人が登録し会員同士が有料で援助し合う組織

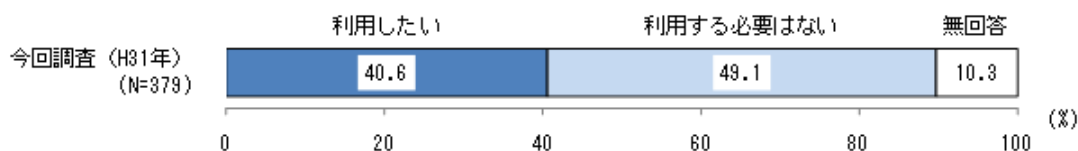
※「一時預かり」は、前回調査では「一時保育」

不定期で利用している教育・保育事業は、「幼稚園の預かり保育」で 11.1%、「一時預かり」で 8.4%みられますが、「利用していない」が 76.8%と多くなっています。

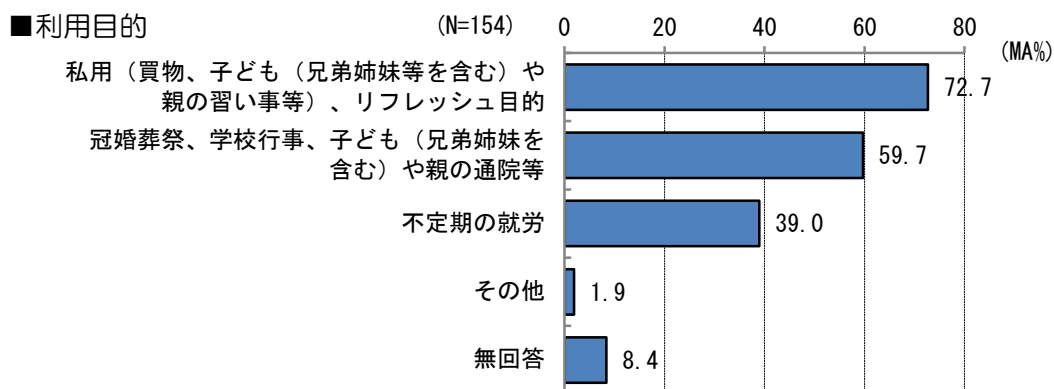
前回調査に比べて、「利用していない」が 14.1 ポイント増加し、「幼稚園の預かり保育」が 21.0 ポイント減少しています。

②不定期な事業利用の希望

■利用希望



私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を「利用したい」が 40.6%、「利用する必要はない」が 49.1%となっています。

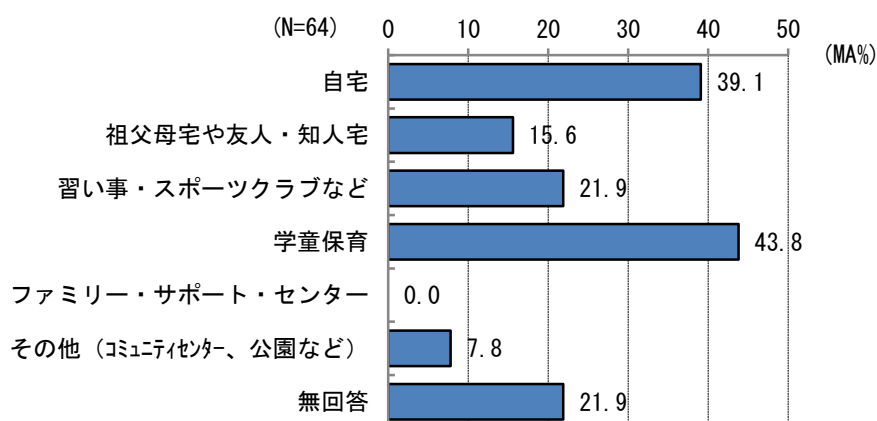


不定期な事業利用を「利用したい」人の利用目的は、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹等を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 72.7%と最も多く、次いで、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 59.7%、「不定期の就労」が 39.0%となっています。

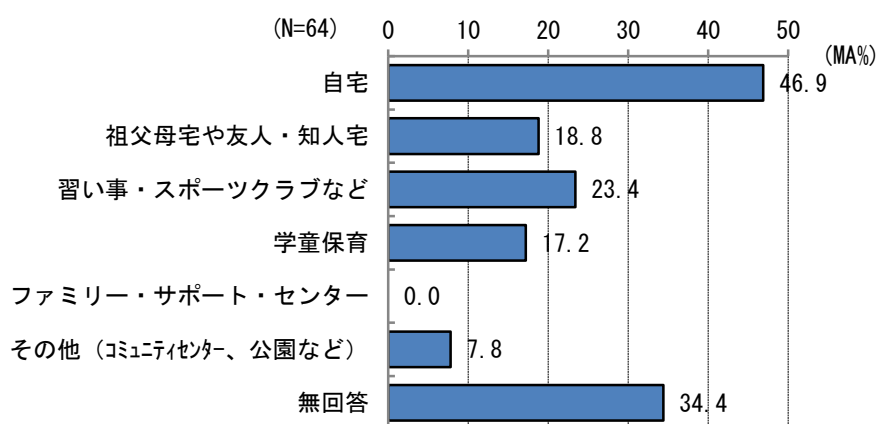
(7) 放課後の過ごし方

①小学校就学後の過ごし方

■低学年（1～3年生）時に放課後を過ごさせたい場所



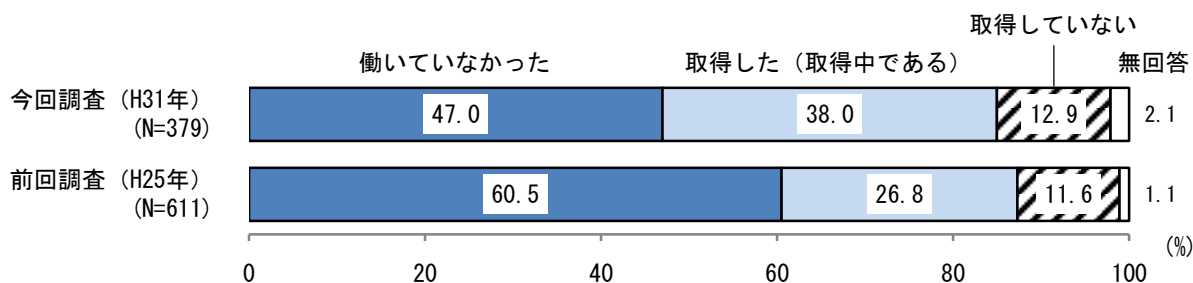
■高学年（4～6年生）時に放課後を過ごさせたい場所



(8) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

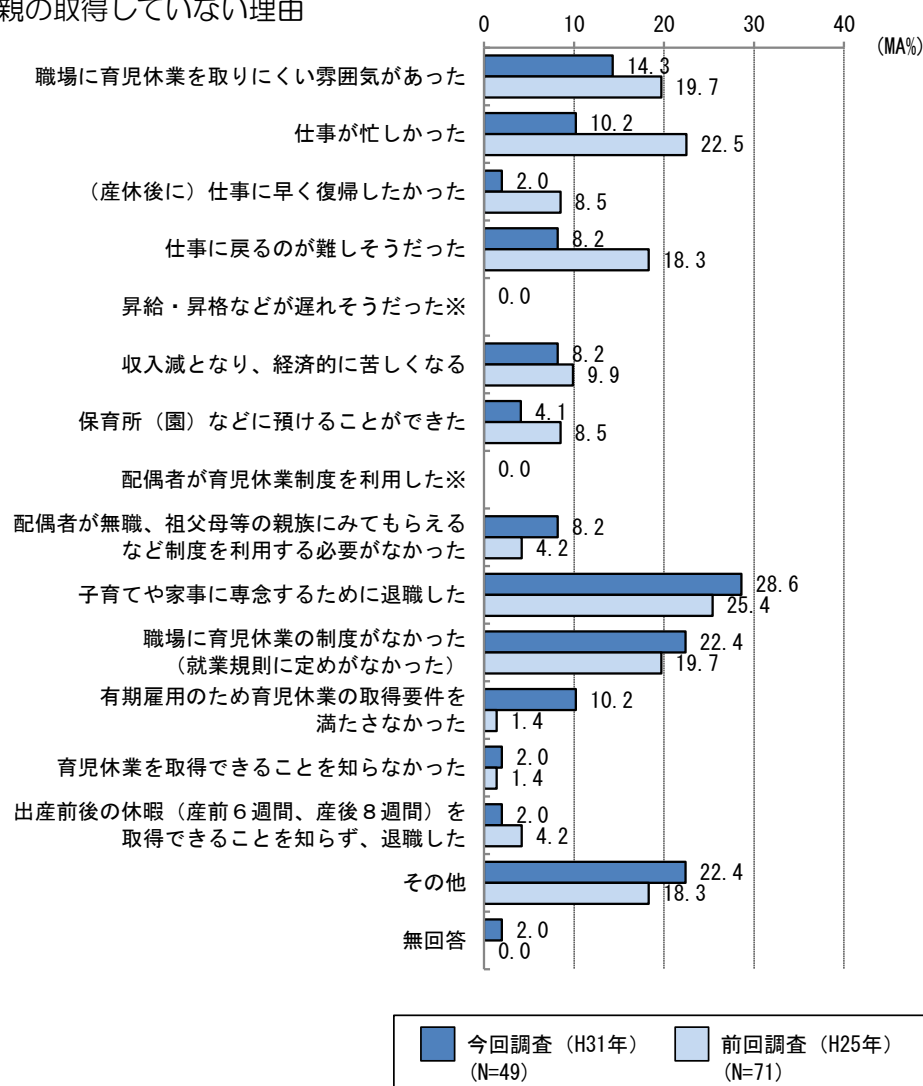
①育児休業の取得状況

■母親の取得状況



母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が 38.0%で、前回調査に比べて 11.2 ポイント増加しています。

■母親の取得していない理由

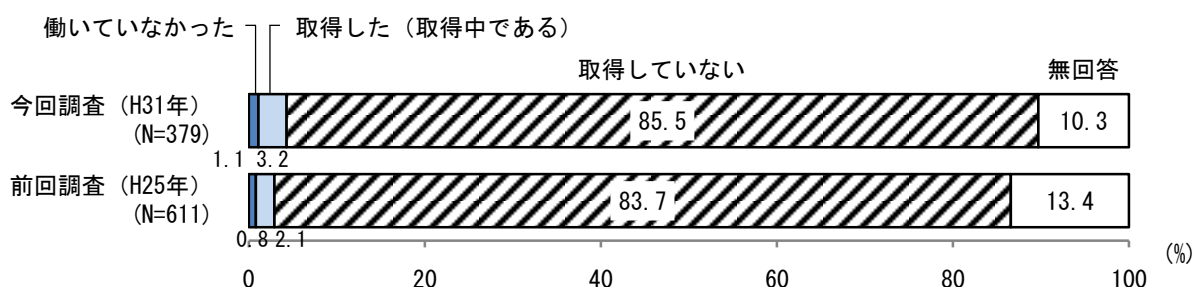


※「昇給・昇格などが遅れそうだった」「配偶者が育児休業制度を利用した」は、前回調査では選択肢なし

母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するために退職した」が28.6%と最も多く、次いで、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が22.4%となっています。

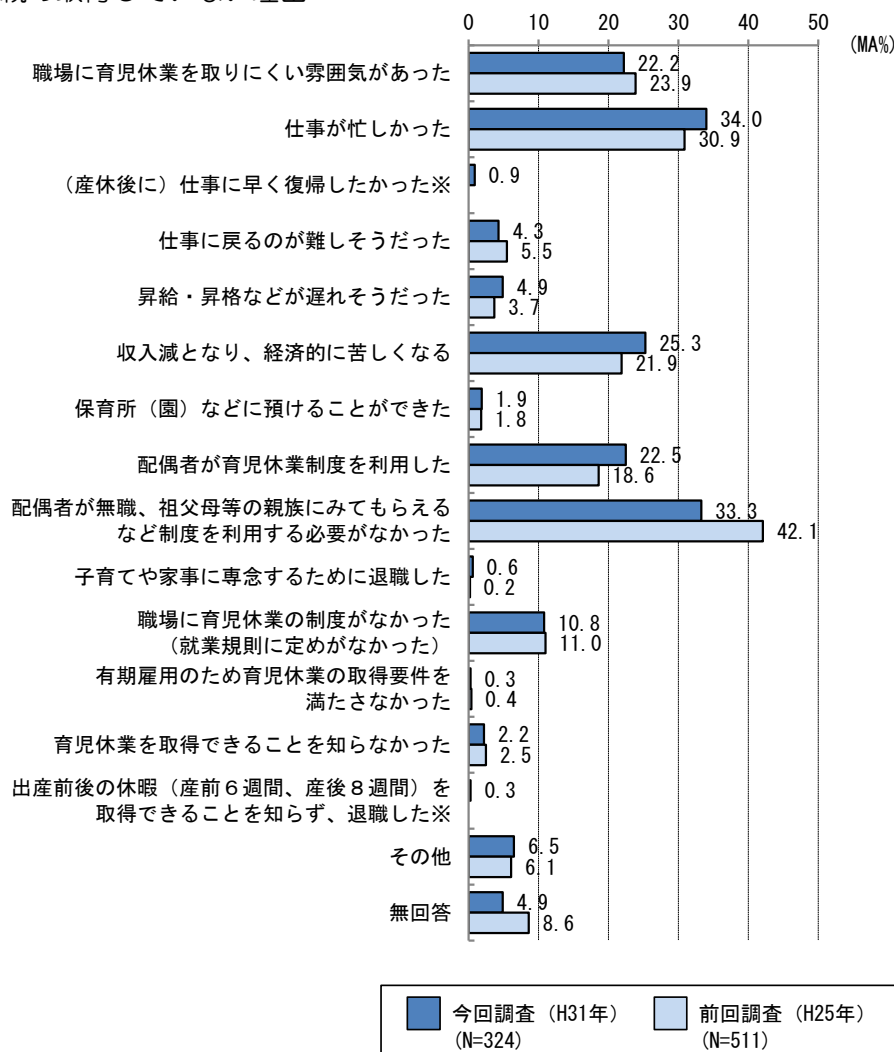
前回調査に比べて、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が8.8ポイント増加し、「仕事が忙しかった」が12.3ポイント、「仕事に戻るのが難しそうだった」が10.1ポイント減少しています。

■父親の取得状況



父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が85.5%と多くなっています。

■父親の取得していない理由



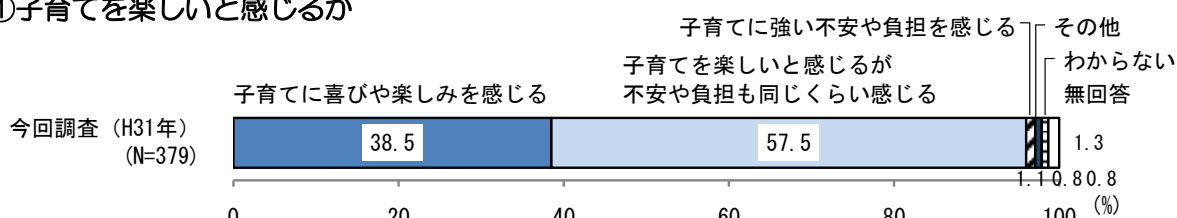
※「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」「出産前後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した」は、前回調査では選択肢なし

父親の育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が34.0%と最も多く、次いで、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」が33.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が25.3%となっています。

前回調査に比べて、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」が8.8ポイント減少しています。

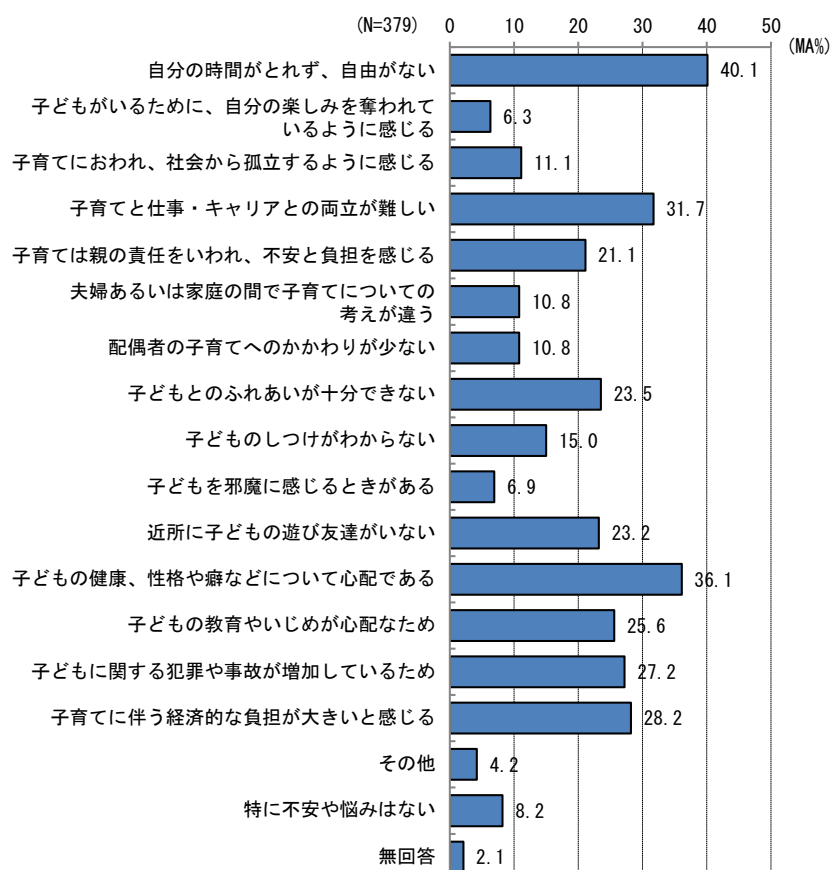
(9) 子育てについてのイメージや子育ての不安など

①子育てを楽しんでいるか



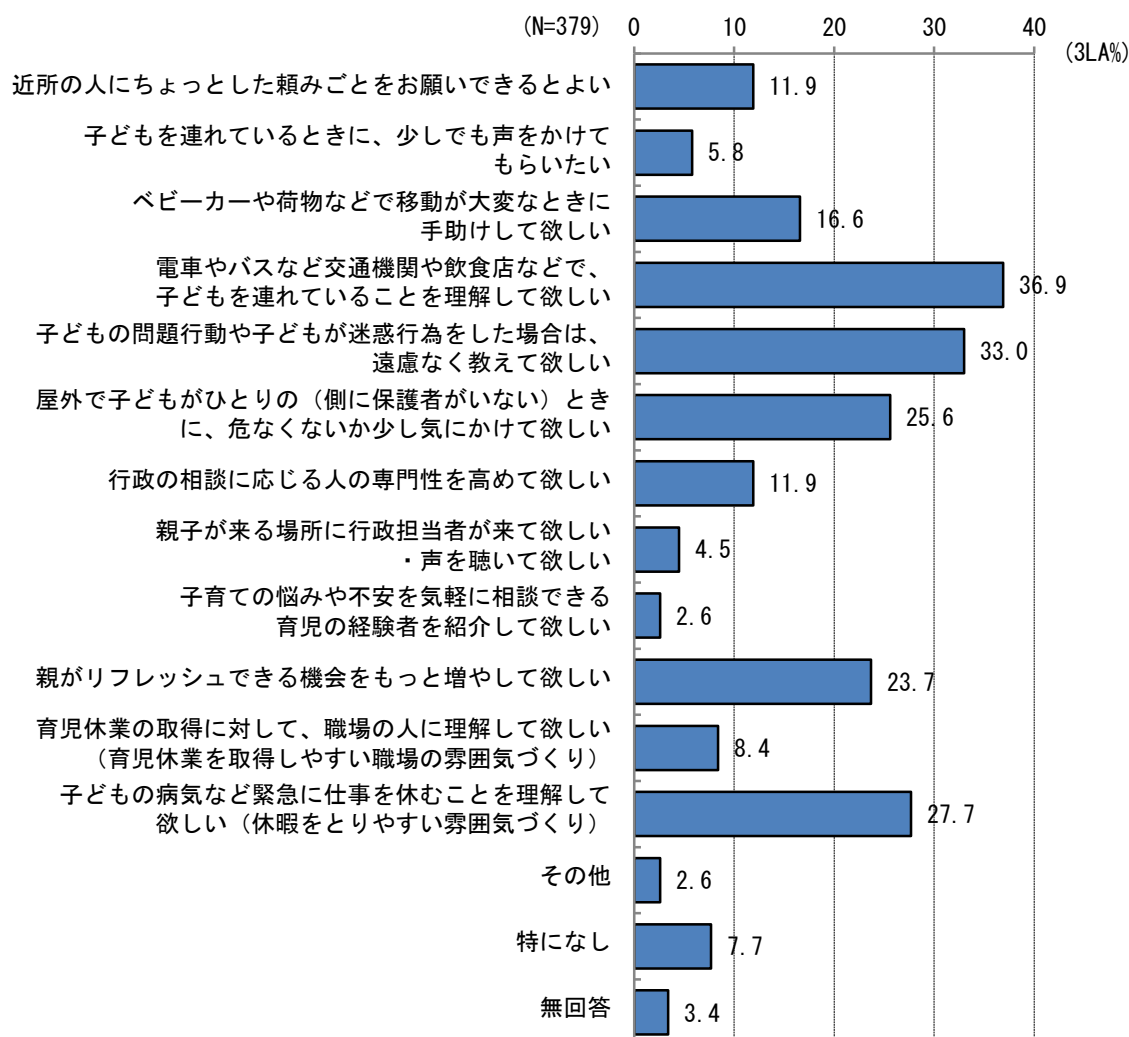
子育てを楽しんでいるかについては、「子育てを楽しんでいるが不安や負担も同じくらい感じる」が57.5%と最も多く、次いで、「子育てに喜びや楽しみを感じる」が38.5%となっています。

②子育てに関する不安や負担、悩みなど



子育てをする上での不安や負担、悩みなどは、「自分の時間がとれず、自由がない」が40.1%と最も多く、次いで、「子どもの健康、性格や癖などについて心配である」が36.1%、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が31.7%となっています。

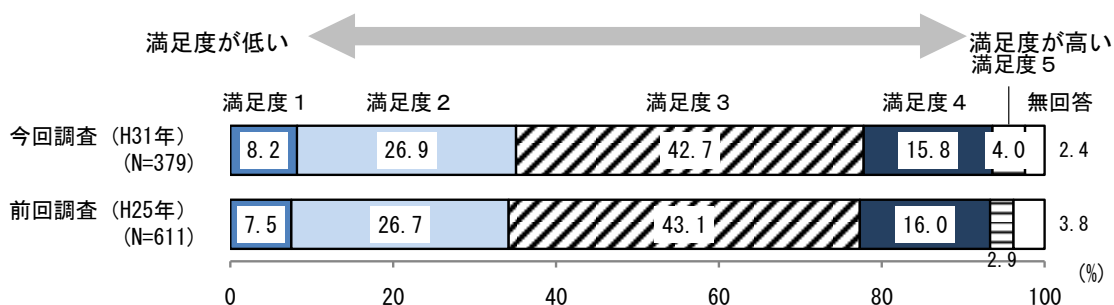
③子育てをする上でほしいサポート



子育てをする上でほしいサポートは、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていくことを理解して欲しい」が36.9%と最も多く、次いで、「子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮なく教えて欲しい」が33.0%となっています。

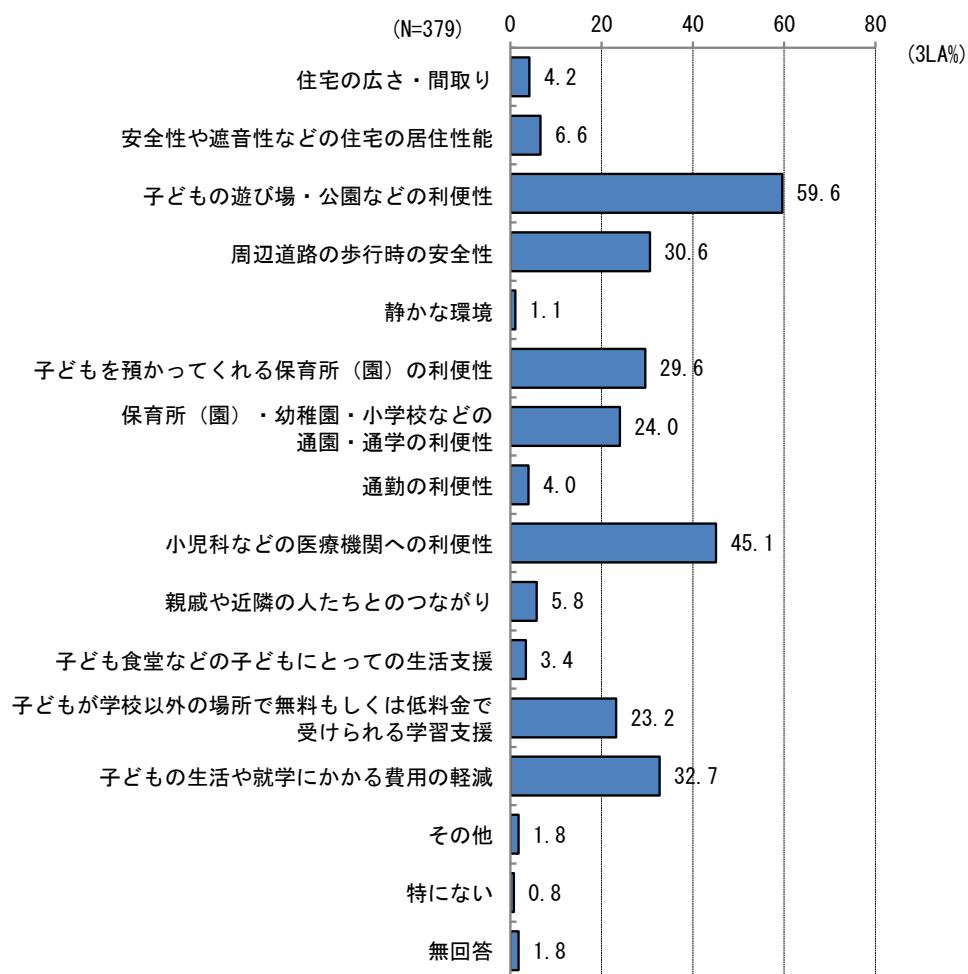
(10) 子育て支援全般について

①地域における子育て環境や支援についての満足度



地域における子育ての環境や支援への満足度については、「満足度3」が42.7%と最も多く、次いで、「満足度2」が26.9%となっています。

②子育て支援に有効な施設やサービス



子育て支援に有効な施設やサービスは、「子どもの遊び場・公園などの利便性」が59.6%と最も多く、次いで、「小児科などの医療機関への利便性」が45.1%となっています。

第1節 基本理念（めざす姿）

みんなで咲かせよう 親子の笑顔 安心して子育てできるまち 宇陀市

第2節 基本的な視点

（1）子どもの視点に立った子育て支援を推進します

すべての子どもが、生まれてきたことを喜ばれ、かけがえのない存在として尊重されるよう、子ども・青少年の視点に立った子育て支援を推進します。

（2）次代を担う子どもを応援します

すべての子ども・青少年が人とかかわりの中で、豊かな人間性が形成され、自立した次代の親になっていくための、長期的な視野に立った健全育成への取組や環境づくりを推進します。

（3）すべての子育て家庭を支援します

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、すべての子育て家庭の力を高めるための支援を推進します。

（4）地域社会全体での支援を推進します

多様な人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分かち合えるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体での支援を推進します。

（5）仕事と生活の調和の充実を推進します

市民一人ひとりが家庭や地域生活などにおいて、仕事と生活の調和のとれた生き方が選択できる社会の実現の視点に立った支援を推進します。

（6）包括的な子育て支援の枠組みをつくれます

多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐって様々な選択ができるような環境整備を図る中で、どのような選択をとったとしても、切れ目なく子どもの成長を育む家族を支援する体制が構築され、すべての市民が安心して出産・子育てできる社会の実現を目指します。

第3節 重点施策の設定と施策体系

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような7つの重点施策を定めます。

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと親の心と体の健康を守るため、基本的な生活習慣を身につけ運動に親しむための取組みを推進します。また、子どもたちの自尊感情と学ぶ意欲を高め、夢や希望を持って心豊かにたくましく生きる力を育てる環境を整えるとともに、大切な命を次代に受け継ぐ意義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

(3) 子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現を目指して、地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの未然防止と早期発見・早期対応、保護からの自立に至るまでの、相談・支援体制の機能を強化します。

(4) 子育てを支援する生活環境づくり

すべての子育て家庭が、安心して妊娠・出産を迎え、ゆとりを持ち楽しく子育てできるよう、切れ目のない支援の仕組みづくりに取り組んでいきます。また、社会環境の変化や価値観の多様化に伴う家庭の生活実態やニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の立場に立った幅広い子育て支援や保育サービスの充実を推進します。

(5) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

子どもの貧困世帯・ひとり親家庭などに対し、就労支援や経済的負担の軽減などの生活支援に取り組むとともに、ひとり親世帯や貧困世帯が孤立することがないように、地域の団体等と連携し、地域で支える体制の強化を図ります。

(6) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関等と連携を強化し、ライフステージを通じて一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

(7) 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援

働きながら子育てをしている保護者が、生活の質をより高めるには、多様な保育サービスの充実を図るとともに、男女が共同して子育てをする意識を高め、バランスよく子育てと仕事を行うことができる環境をつくるのが大切です。「仕事と生活の調和」を実現することが出来る社会を目指し、国や県とともに市民意識の醸成および支援体制の充実に取り組めます。

◇計画の全体像

基本理念

みんなで咲かせよう 親子の笑顔
安心して子育てできるまち 宇陀市

基本的な視点

- ① 子どもの視点に立った子育て支援を推進します
- ② 次代を担う子どもを応援します
- ③ すべての子育て家庭を支援します
- ④ 地域社会全体での支援を推進します
- ⑤ 仕事と生活の調和の充実を推進します
- ⑥ 包括的な子育て支援の枠組みをつくります

重点施策

- ① 子どもが心身共に健やかに成長するための支援
- ② 子どもの安全確保
- ③ 子どもの人権尊重と権利意識の推進
- ④ 子育てを支援する生活環境づくり
- ⑤ 子どもの貧困対策ひとり親家庭への支援
- ⑥ 障がいのある子どもへの支援の充実
- ⑦ 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援

主な取組事業

◆施策体系

重点施策	施策の方向	主な取組事業
1. 子どもが心身共に健やかに成長するための支援	(1)子どもと親の健康の確保	1 不妊治療費助成事業 2 不育症治療費助成事業【新規】 3 母子健康手帳の交付 4 妊娠判定受診料補助 5 妊婦健康診査補助券交付 6 妊婦歯科健診 7 妊婦全戸電話相談【新規】 8 乳児・産婦訪問指導 9 予防接種説明会 10 予防接種 11 ひよこクラス（育児教室） 12 たまひよサロン 13 乳幼児相談 14 乳幼児健康診査 15 子ども元気ダンス 16 宇陀市立病院小児科 17 小児・妊産婦医療情報の提供及び救急医療情報の提供 18 子育て世代包括支援センター（利用者支援制度・母子保健型） 19 利用者支援事業（基本型）
		20 授乳相談 21 離乳食教室 22 食生活改善推進員協議会活動 23 食育の推進
		24 異年齢交流・職業体験 25 中学生と乳幼児のふれあい交流事業
		26 未就園児交流会 27 保育園・こども園・幼稚園と小・中学校の連携 28 乳幼児教育の振興活動 29 世代間交流事業
		30 総合学習 31 道徳教育 32 部活動の支援 33 小・中学校の整備 34 学校地域パートナーシップ事業 35 学校施設の開放 36 学びの広場U D Aプラン
		37 適応指導教室「はばたき」 38 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 39 学童保育 40 子ども食堂【新規】
		41 絵本の読み聞かせ事業 42 ファーストバースディ絵本の贈呈
		43 文化芸術活動体験交流 44 子どもフェスタ 45 市スポーツ少年団 46 ジュニアリーダー養成
	(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	47 交通安全登校児童指導 48 交通対策協議会による地域の安全対策の推進 49 乳幼児用補助装置（ベビーシート）貸与業務事業
	(2)子どもを犯罪などの被害から守るための活動推進	50 交通安全教室 51 「子ども110番の家」旗の設置 52 防犯ブザーの配布 53 青色防犯パトロール 54 生活安全推進協議会による地域の安全対策の推進 55 防犯教室
		56 非行被害防止及び有害情報防止対策の推進 57 街頭啓発 58 啓発標語募集
	(3)青少年健全育成事業の推進	

重点施策	施策の方向	主な取組事業
3.子どもの人権尊重と権利意識の推進	(1)人権教育の推進	59 保育園・こども園・幼稚園での人権教育 60 学校地域パートナーシップ事業（放課後子ども教室） 61 小・中学校での人権教育の推進 62 宇陀市いじめ防止推進協議会等条例
	(2)児童虐待防止対策の充実	63 要保護者児童対策地域協議会 64 虐待の早期発見と予防、対応 65 個別事例検討会議（ケース会議） 66 養育支援家庭訪問事業 67 子ども家庭総合支援拠点の設置 68 家庭児童相談の充実 69 児童虐待予防講演会
4.子育てを支援する生活環境づくり	(1)各種助成・手当	70 児童手当 71 子ども医療費助成事業 72 国民健康保険出産育児一時金 73 出産祝い金事業 74 トリプルチルドレン応援給付金 75 びかびか一年生応援給付金
	(2)すべての子育て家庭への支援	76 地域子育て支援拠点事業 77 ファミリー・サポート・センター事業 78 園庭開放 79 ファーストバースディ 絵本の贈呈事業 80 こんにちは赤ちゃん訪問 81 子育て短期支援事業（ショート・トリートメント） 82 一時預かり事業 83 一時保育 84 子ども・子育て会議 85 子育てサークル活動育成支援事業 86 子育て情報誌の提供
5.子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援	(1)各種助成・手当	87 就学援助 88 宇陀市ぬくもり修学奨励金 89 児童扶養手当 90 ひとり親家庭等医療費助成事業
	(2)子どもへの支援 （学習の支援・食の確保・居場所づくり）	91 子どもの学習支援事業【新規】 92 子ども食堂【新規】
	(3)経済的自立に向けた支援	93 自立相談支援窓口 94 家計改善支援事業【新規】 95 就労準備支援事業
6.障がいのある子どもへの支援の充実	(1)各種助成・手当・給付	96 未熟児養育医療給付事業 97 特別児童扶養手当 98 障害児福祉手当 99 障がいのある子どもに対する自立支援給付事業 100 特別支援教育就学奨励費
	(2)発達に関する相談	101 発達についての個別相談【新規】 102 心理発達相談事業（保健・教育）
	(3)療育・特別支援教育の充実	103 こあら教室 104 教育相談（心理）通級指導教室「ほほえみ」「ひだまり」 105 特別支援教育事業
	(4)保護者交流・自立に向けた支援	106 かるがもくらぶ【新規】 107 井戸端会議【新規】
7.子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援	(1)育児休業利用の促進	108 育児休業取得への啓発
	(2)子育てと仕事の両立	109 男女共同社会の必要性の啓発 110 男女共同参画による子育ての促進 111 うだ育児の日推進事業 112 延長保育 113 学童保育 114 病児保育【新規】 115 病後児保育

重点施策1 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

(1) 子どもと親の健康の確保

○母親の妊娠・出産への不安や悩みを軽減するとともに、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導、産後のサポートの推進、子どもへの予防接種など、妊娠期から乳幼児期にかけての切れ目のない支援を実施します。

○子どもの成長発達に応じた相談体制の充実に努めます。

○子育て支援等の総合的な相談に応じ、個々のニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関へ繋ぐための相談体制を強化します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
1	不妊治療費助成事業	一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を行っている市民の負担軽減を図ります。	健康増進課
2	不育症治療費助成事業【新規】	不育症治療に要する費用の一部を助成し、不育症治療を行っている市民の負担軽減を図ります。	健康増進課
3	母子健康手帳の交付	妊娠届を出された方に母子健康手帳の交付を行います。交付の際面接を行い、妊婦の健康状態を把握するとともに、母子保健サービスの説明を行います。	中央保健センター 健康増進課
4	妊娠判定受診料補助	非課税世帯に対し年2回まで妊娠判定受診料の助成を行います。	健康増進課
5	妊婦健康診査補助券交付	妊娠届を提出された方に、妊娠中の健康診査にかかる費用を補助します。また県内医療機関受診者は受診券による定期受診ができていないか確認を行います。	中央保健センター 健康増進課
6	妊婦歯科健診	妊娠中1回、市内の指定医療機関において無料で歯科健診を実施します。	中央保健センター
7	妊婦全戸電話相談【新規】	妊娠期間に約2回電話をし、妊娠出産に関する不安や健康について相談を行います。内容は妊婦カルテに記入し、リスク管理に努めます。	中央保健センター

	取組名称	内 容	担当課・機関
8	乳児・産婦訪問指導 (こんにちは赤ちゃん訪問、 新生児訪問)	生後4ヶ月までの乳児及び産婦に保健師が家庭訪問又は面接を行い育児や子育て支援、産婦の健康について相談を行います。	こども未来課 中央保健センター
9	予防接種説明会	生後2ヶ月の保護者に予防接種の受け方について説明を行うとともに、子育て支援情報を提供し、保護者同士の交流を図ります。	中央保健センター
10	予防接種	市内指定医療機関に委託し各種定期予防接種を実施します。	中央保健センター
11	ひよこクラス(育児教室)	赤ちゃんの育児や発育、病気や事故の対応、離乳食、歯の手入れ、絵本の読み聞かせなどについて学び、保護者同士の交流を図ります。	中央保健センター
12	たまひよサロン	子育て支援センターで、ひよこクラス参加者と妊婦の交流会を行います。	中央保健センター
13	乳幼児相談	保健師等が乳幼児の家庭を訪問し、育児や健康についての相談・指導を行います。	中央保健センター
14	乳幼児健康診査 4・5か月児健康診査 10・11か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科健康診査 3歳児健康診査	各月齢に応じた発達や育児の状況、生活習慣などを把握し、必要な助言・指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、育児不安の軽減を図ります。	中央保健センター
15	子ども元気ダンス	子どもたちの健やかな成長を願い、「健幸都市”ウェルネスシティ宇陀市”」を目指し、宇陀市独自の「うだ子ども元気ダンス」を創作し、幼児期の望ましい運動習慣として身体を動かす機会を与え、子どもたちの体力向上に努めます。	こども未来課
16	宇陀市立病院小児科	小児医療体制の整備を図り、安心できる小児医療の充実に努めます。	市立病院
17	小児・妊産婦医療情報の提供 及び救急医療情報の提供	市内及び近隣市町村の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療を受けることが出来るように周知を図ります。	健康増進課
18	子育て世代包括支援センター (利用者支援制度・母子保健型)	妊娠・出産・育児の期間の切れ目のない支援を目指して、関係機関と連携のもと相談支援を実施します。妊娠から出産までの取り組みの充実を図ります。	中央保健センター
19	利用者支援事業(基本型)	子育て家庭などから日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、情報を提供すると共に各種サービス利用にあたっての助言・指導を行います。	子育て支援センター こども園

(2) 食育の推進

○健康に暮らしていくには、食育はあらゆる世代において必要なものです。

本市では、食のはじまりである時期の授乳相談から離乳食・幼児食の進め方指導、保育園・こども園・幼稚園、学校における食育など、子どもの成長に応じた食育の推進に努めるとともに、家庭や子ども自身への食育意識の啓発に取り組んでいます。

○子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、親自身の生活習慣が子どもに大きな影響を与えることから、家庭への食育の普及が重要となります。

○学校給食や地域の取組みによる地産地消の活動は、地域の身近な食材をとおして、食と農についての親近感を得るとともに、生産と消費の関りや伝統的な食文化について、理解を深める機会となっており、これらの活動を推進します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
20	授乳相談	助産師が産後早期から授乳や育児についての不安・悩みの個別相談・指導を行い、産婦の育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。	中央保健センター
21	離乳食教室	離乳食（幼児食）に関して正しい知識や情報を知ることによって不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう支援します。	中央保健センター
22	食生活改善推進員協議会活動	食生活改善推進員が小学生や保護者を対象に、子どもたちが正しく食べる力や規則正しい生活リズムを身につけること等を目的として調理実習等を含めた取組を推進します。	中央保健センター
23	食育の推進	子育て世代だけでなく、市民全体に食育を啓発できる媒体としてケーブルテレビ（うだちゃん 11）を活用し、野菜摂取増加のための取組を推進します。	中央保健センター
		子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心身共に健康な生活を営めるよう、給食等を通じて食に関する正しい知識の普及を行います。	保育園・幼稚園 こども園 学校給食センター 教育総務課 こども未来課

(3) 次代の親の育成

○職場体験やボランティア活動を通じて、乳幼児について知り、触れ合う機会をもっています。

○中学生と乳幼児のふれあい交流事業では、生命の大切さや、子どもを生み育てることの意義や喜び、乳幼児とのふれあい・交流体験など一連の学習を通して、将来、子どもを生み育てることを肯定的に捉え、希望を持った次代の親を育成します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
24	異年齢交流・職業体験	職場体験学習の一環として保育園・こども園・幼稚園で保育を体験し、中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を広げます。	中学校・高校 保育園 こども園 幼稚園
25	中学生と乳幼児のふれあい交流事業	中学生が生命の誕生や成長について学び、また、乳幼児や保護者との交流を通して、命の大切さや子育ての大変さを知る機会として、市内全中学校で実施します。	中央保健センター 子育て支援センター 市内各中学校 教育総務課

(4) 就学前教育の充実

○懇談や家庭訪問等保護者と対話する機会や、園だより、クラスだより、フェイスブック、写真掲示などを活用し、情報を発信しながら幼児教育の重要性を知らせ、子育ての楽しさについて理解を深めます。また、教育講演会を実施するとともに、多数の親に参加してもらえる工夫を検討します。

○自ら学び、考え、主体的に判断し、豊かな人間性と健康な体を養う「生きる力」を育成するため、学力やこころを育む基礎、基本となるさまざまな経験を重ねることができる教育の充実を目指します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
26	未就園児交流会	就園前のお子さんと保護者を対象に、保育士や在園時と一緒に遊び、園に慣れ親しむ機会をつくります。また保護者の交流も図ります。	こども園 幼稚園
27	保育園・こども園・幼稚園と小・中学校の連携	子ども一人ひとりの育ちを確実なものとしていくために、成長発達の見守りを促していけるよう、保育園、こども園、幼稚園、小学校間の研修や交流を深めます。	教育総務課 こども未来課
28	乳幼児教育の振興活動	養育者に幼児教育の重要性を知らせたり、子育ての楽しさを理解してもらうことを目的として、クラス、個人別の懇談会を行ったり、クラス・園だよりを配布したり、教育講演会を実施します。	教育総務課 保育園 こども園 幼稚園
29	世代間交流事業	地域の方とのふれあい遊びを通して、人と関わることの楽しさを味わったり、人と関わる力を養ったりする機会としてとらえ、保育計画及び交流実践を行います。	保育園 こども園 幼稚園

(5) 信頼される学校づくり

○子どもたちが未来へ主体的に歩む土台を築くためには、たしかな学力と自立する力を育てていくことが必要です。

○学校は地域とともに社会に対応した教育環境をつくるため、教職員や組織の能力向上、特色ある学校づくり等により、信頼される学校づくりをすすめます。

○ICTやAI教育、英語教育の環境整備をすすめ、流動する社会の変化に対応する力を養います。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
30	総合学習	「生きる力」の育成を目指し、小・中学校が創意工夫を生かして、卒を超えた学習をしています。それにより、子どもたちが各教科等で得た個々の知識を結びつけ、活かすことができるよう努めます。	教育総務課 小・中学校
31	道徳教育	体験活動を生かした道徳教育、道徳の時間における資料の開発及び効果的な活用、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組み実践的に研究を行います。	教育総務課 小・中学校
32	部活動の支援	中学生の部活動への参加を促し、活動の活性化を図ります。	教育総務課 中学校
33	小・中学校の整備	児童・生徒が安全かつ安心して活動ができるよう、計画的に施設の整備を進めます。	教育総務課 小・中学校
34	学校地域パートナーシップ事業	小・中学生を対象とし、家庭、学校、地域の連携協力により、様々な体験活動を通して、社会性（自主性・創造性）を培うとともに、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を推進します。	生涯学習課 教育総務課
35	学校施設の開放	小・中学校の体育施設（体育館・運動場）を社会普及のため、市民の方々に開放します。	教育総務課 小・中学校
36	学びの広場UDAプラン	児童・生徒の学力向上のため「保育・授業の充実」と「基本的学習習慣」の確立に向けた取組を行います。公開保育や公開授業を実施し大学教授等の派遣を行います。	教育総務課 小・中学校 幼稚園 こども園 保育園

（６）不登校児童の学習の機会の確保・子どもの居場所づくり

- 適応指導教室「はばたき」では、指導員と本人、保護者との信頼関係の醸成、カウンセリングなどをおして、心理的なケアを行います。また、学校と連携して、学校復帰、進学、自立に向けた支援を行います。
- 不登校の児童生徒に対して、より適切な対応ができるよう、きめ細やかな相談体制を構築し、立ち直りを支援します。
- 学童保育では、待機児童の解消に向けて、教育委員会・各小学校・業務委託先等、関係機関と連携を図りながら、空き教室の借用、人材確保等を検討します。
- 近年は、地域における子どもの居場所づくりの取組みが市内でも広がっています。身近な地域で子どもを見守ることで、子どもにとって安心できる居場所となるとともに、子ども同士だけでなく、子育てをしている家族や子どもの居場所づくりに取り組むなど、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることが期待されています。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
37	適応指導教室「はばたき」	宇陀市内小・中学校児童・生徒の自立を図り、在籍校への復帰を促すとともに、状況に応じた適切な指導や学習の機会を設定し、学習継続への意欲化を図ります。	教育総務課
38	スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー の配置	スクールカウンセラーによる子どもと親の心理ケアを行います。また、スクールソーシャルワーカーにより、児童生徒が抱える生活環境の問題などに対し、福祉制度などを活用し支援します。	教育総務課 こども未来課
39	学童保育	保護者の就労等により、昼間家庭にいない小学校１年生から６年生までの児童が、学童保育室を利用します。	こども未来課
40	子ども食堂【新規】	子どもや地域の人々に対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する社会活動です。	民間団体 こども未来課

（７）読書環境づくり

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
41	絵本の読み聞かせ事業	乳幼児とその保護者を対象に、図書館等で、本に親しむ習慣を身に付けるために、絵本の読み聞かせ及び絵本の紹介を行います。	図書館
42	ファーストバースディ絵本の 贈呈事業	子どもの１歳の誕生日を祝い、絵本を介して親子のふれあいを深め、幼児期から本に親しむ習慣が育まれるよう絵本を贈呈します。	こども未来課

（８）多様な体験活動の機会の充実

○子どもフェスタは、高学年の参加者の増加を課題とし、新たな発想も取り入れ、遊び体験を通して交流を図ることができるイベントを目指します。

○地域の環境特性を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動のできる場と機会の充実に努めます。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
43	文化芸術活動体験交流	廃校になった小学校施設を活用し、自然体験や文化芸術活動を通じて交流活動を行います。また、地域の環境や特性を活かし、地域住民だけでなく、都市住民との交流も図ります。	企画課
44	子どもフェスタ	市内の子どもとその保護者を対象に、仲間づくりや参加者の交流を図るための各種プログラムを実施します。	生涯学習課
45	市スポーツ少年団	市内在住の小学１年生から１９歳以下の男女を対象として結成。各団で活動はもとより、親善球技大会等の実施、子どもフェスタへの参画を支援します。	生涯学習課
46	ジュニアリーダー養成	市子ども会連合会との連携により、リーダー養成を行います。	生涯学習課

重点施策２ 子どもの安全確保

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○子どもたちが安全に過ごすことができるよう、園児、児童、生徒への啓発・指導を行うなど、地域における子どもの安全を確保するための活動を推進します。

○月齢や年齢に合ったベビーシートを使用することは道路交通法で義務づけられています。しかし、出産にあわせてシートを購入するのは経済的な負担も大きいと言えます。貸与事業があることを知らない保護者も多いため、広報などで周知を図り子どもの安全を守ります。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
47	交通安全登校児童指導	春と秋の交通安全運動期間中、小学生の通学時間に合わせて主要交差点において交通指導を実施します。	総務課
48	交通対策協議会による地域の安全対策の推進	市の関係機関で構成された協議会により、交通安全対策の協議、推進活動を実施します。	総務課 教育総務課
49	乳幼児用補助装置（ベビーシート）貸与業務事業	新生児から６か月未満の乳児を保護養護している方を対象に、ベビーシートを貸与することにより、乳児の安全の確保と保護者の経済的負担を軽減します。	こども未来課

（２）子どもを犯罪などの被害から守るための活動推進

○関係機関との連携が図られるようネットワークを構築し、地域による見守り体制を整備します。

○子どもを被害者にも加害者にもしないよう、学校・家庭・地域が連携・協働し支援や教育を行い、安全・安心な地域づくりを推進します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
50	交通安全教室	園児、児童、生徒を対象に、警察の協力を得て、交通安全教室を実施します。	教育総務課 保育園・幼稚園 こども園 小・中学校
51	「子ども 110 番の家」旗の設置	子どもが外出時に危険を感じたときなど助けを呼べる家を旗により表示し、子どもを犯罪等の被害から守ります。	総務課 教育総務課

	取組名称	内 容	担当課・機関
52	防犯ブザーの配布	小・中学校の新入生及び転校生に、防犯及び安全対策のため防犯ブザーを配布し、防犯意識の向上と対策の充実を図ります。	教育総務課
53	青色防犯パトロール	市内幼稚園、小・中学校の周辺及び通学路を中心に、公用車に青色回転灯を装着し、青色防犯パトロールを実施して子どもたちの安全確保に努めます。	総務課
54	生活安全推進協議会による地域の安全対策の推進	関係機関の長で構成された協議会により、犯罪抑制や防犯対策などの協議、推進活動を実施します。	総務課
55	防犯教室	園児、児童、生徒を対象に警察の協力を得て、防犯教室を実施します。	教育総務課

（３）青少年健全育成事業の推進

○学校、家庭、地域、事業所（コンビニエンスストア等）の協力のもと、地域全体で青少年の非行防止の啓発に努めます。

○啓発標語の募集を通して、いじめや非行防止等について自らが考える機会を提供し、青少年の健全育成につなげます。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
56	非行被害防止及び有害情報防止対策の推進	中学生を対象に、喫煙・飲酒・薬物や携帯ネットの利用についての正しい知識を啓発し、未成年の不良行為を防止します。	生涯学習課
57	街頭啓発	青少年の問題行動の早期発見と未然防止の目的のために、市青少年健全育成協議会との連携により街頭啓発活動を実施します。	生涯学習課
58	啓発標語募集	市青少年健全育成協議会との連携により青少年の健全育成のための啓発標語募集を行います。	生涯学習課

重点施策3 子どもの人権尊重と権利意識の推進

(1) 人権教育の推進

- 自分や人を大切にし、かけがえのない存在であることを感じる経験を増やし、自尊感情を育みます。
- 宇陀市いじめ防止推進協議会を定期的開催し、いじめ防止のための施策を総合的に推進します。
- 幼保・小中学校の連携・研修会・研究大会、また国や県の主催する研究大会に積極的に参加し、教員の力量を高め、子どもたちへのきめ細やかな人権教育を推進します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
59	保育園・こども園・幼稚園での人権教育	子どもの自尊感情を育み、一人ひとりの違いを認め合い、豊かななかま関係を育みます。	教育総務課 こども未来課
60	学校地域パートナーシップ事業（放課後子ども教室）	小・中学生を対象とし、家庭、学校、地域の連携協力により人権学習や異文化学習等の様々な体験活動を通して、社会性（自主性・創造性）を培うとともに、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を推進します。	生涯学習課
61	小・中学校での人権教育の推進	一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合い、大切にするなかまづくりを進め、いのちの大切さや差別に気づき、共に生きる感性や行動力を育成します。	教育総務課 小・中学校
62	宇陀市いじめ防止推進協議会等条例	いじめ防止対策推進法の制定に伴い、いじめの防止のために、法務局、警察、学校、教育委員会等の関係機関が連携して協議・調整するために設置しています。	教育総務課

(2) 児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会では実務者会議において、要保護児童の重症度・緊急度判定の見直しと情報の共有を図ります。
- オレンジリボンキャンペーンや、児童虐待の予防と対応のための講演・研修会を開催し、すべての市民の人権が尊重される社会づくりを目指します。
- こんにちは赤ちゃん訪問時に養育支援が必要な家庭を把握し、必要に応じて保健師・助産師・保育士等専門職による支援を行う体制をつくります。
- 幅の広い相談と支援の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
63	要保護者児童対策地域協議会	虐待の予防や、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見、適切な保護のため、関係機関が情報を共有し、協議を行います。	こども未来課 各種関係機関
64	虐待の早期発見と予防、対応	虐待の予防について啓発し、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校の健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や民生児童委員等関係機関と連携した支援、対応を行います。	こども未来課 各種関係機関
65	個別事例検討会議（ケース会議）	個別事例検討会議において、要保護児童等の状態の把握及び問題点の確認、経過報告、情報の共有、役割分担、共通の認識、主担当機関の決定、援助及び支援計画を検討します。	こども未来課
66	養育支援家庭訪問事業	養育が適切に行われるよう、家庭を訪問することにより、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行います。	こども未来課
67	子ども家庭総合支援拠点の設置	すべての子どもと家庭の課題に対し、子ども支援の専門性と人的資源により、相談・ソーシャルワークを行います。	こども未来課
68	家庭児童相談の充実	専門職による家庭児童相談を実施し、子育てに関する幅広い相談に対応します。	こども未来課
69	児童虐待予防講演会	児童虐待の未然防止に向け、市民の理解を深め、協力を求めるための講演会を開催します。	こども未来課

重点施策4 子育てを支援する生活環境づくり

(1) 各種助成・手当

○子育ては、養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のための、経済的負担の軽減が求められています。

○宇陀市独自の取組みとして、新生児の誕生日を祝うとともに健やかな成長を願い、出産祝い金を渡しています。また、多子世帯の子育て環境の充実を図り、少子化対策と児童福祉の充実を目的に3人以上の児童を養育する世帯に「トリプルチルドレン応援給付金」を、小学1年生・中学1年生を養育する世帯に「ぴかぴか一年生応援給付金」を支給しています。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
70	児童手当	中学卒業までの子どもを養育している方を対象に、手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	こども未来課
71	子ども医療費助成事業	乳幼児医療費助成制度の拡充として対象となる世帯の所得制限を撤廃しているほか、子ども医療費助成制度により、中学校3年生までの通院医療費及び入院医療費の助成を実施します。	保険年金課
72	国民健康保険出産育児一時金	国民健康保険被保険者の妊産婦に対して、出産育児一時金の支給を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	保険年金課
73	出産祝い金事業	新生児の誕生日を祝い、健やかな成長を願って祝い品（ウッピー商品券）を贈ります。	こども未来課
74	トリプルチルドレン応援給付金	多子世帯の子育て環境の充実を図り、少子化対策と児童福祉の増進を目的に3人以上の児童を養育する世帯に給付金を支給します。	こども未来課
75	ぴかぴか一年生応援給付金	子育て世帯の応援として、小学1年生又は中学1年生の児童がいる家庭に応援給付金を支給します。	こども未来課

(2) すべての子育て家庭への支援

○人口減少と働く親の増加より、幼稚園の利用者数はさらに減少し、一時預りや一時保育の利用人数は減少する見込みです。

○地域子育て支援拠点事業は、地域を超えて子育て中の親子の交流の場となっており、保護者が相談しやすい場となっています。

○就園前に他の親子とつながりが広がることで、不安が軽減されています。さらに子育て支援センターの利用者を増やし、子育てに対する不安感や孤独感の解消、また虐待の予防となるよう運営方法を検討します。

○子育てに対する不安や心配を解消するために、家庭・地域・行政が連携しながら、子育て家庭へのニーズに対応した事業を推進します。

○市の子育て支援情報を総合的に掲載した情報誌等により、積極的な子育て支援情報の提供を図り、子育てへの安心感を醸成します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
76	地域子育て支援拠点事業	主に就園前の児童及び保護者を対象に、地域において親子の交流を促進する場を提供するとともに、親子教室、子育て等の相談、情報提供、講習会等の実施、親子サークル活動の支援等を実施します。	子育て支援センター
77	ファミリー・サポート・センター事業	生後6か月から小学3年生までの子どもを養育している方を対象に、安心して子どもを産み育てることができる環境実現のため、ファミリー・サポート・センターを設置し、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいます。また、定期的に養成講座を実施し、会員を増やし、地域で子育て支援を行います。	こども未来課
78	園庭開放	園庭を開放し、保護者の責任の下で、触れ合いを深める場とします。	こども園 幼稚園
79	ファーストバースディ絵本の贈呈事業	子どもの1歳の誕生日を祝い、絵本を介した親子のふれあいを深め、幼児期から本に親しむ習慣が育まれるよう絵本を贈呈します。	こども未来課
80	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4ヶ月までの乳児及び産婦に助産師や保健師が家庭訪問又は面接を行い、育児や子育て支援、産婦の健康についての相談を行います。	中央保健センター こども未来課
81	子育て短期支援事業（ショート・トリート）	保護者が疾病などで児童の養育が一時的に困難になった場合に、施設で児童を保護・養育します。	こども未来課
82	一時預かり事業	通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、園児を預かります。	こども未来課 幼稚園・こども園
83	一時保育	保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するもので、未就園児が利用できます。	こども未来課 幼稚園・こども園
84	子ども・子育て会議	宇陀市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	こども未来課
85	子育てサークル活動育成支援事業	サークル間の交流や活動場所の提供、活動内容や運営に関する助言・指導をおこなうことにより、サークル独自の主体的活動を支援します。	子育て支援センター
86	子育て情報誌の提供	情報誌「すくすく」を発行し、関係機関と連携して子育て情報の提供を行います。	こども未来課

重点施策5 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

(1) 各種助成・手当

- 経済的負担を軽減することで、児童の就学を支援し、安全で豊かな教育環境を整備します。
- 宇陀市ぬくもり修学奨励金制度は、就学困難な生徒に対し、就学奨励を図ります。
- 児童扶養手当の受給者数は、人口が減少している割に減っていないのが現状です。
- すべての子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに育成される環境を整備します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
87	就学援助	小・中学校に在籍している児童・生徒で生活保護を受けている家庭やそれに準じる程度に困窮している家庭を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などの教育費の一部を助成します。	教育総務課
88	宇陀市ぬくもり修学奨励金	学校教育法に規定する高等学校、高等専修学校、高等専門学校、短期大学、大学にその年度に入学した人で宇陀市に住所があり、向学心に富み、将来のまちづくり活動に積極的に取り組む意欲を持っている人に対し修学奨励金を支給します。	教育総務課
89	児童扶養手当	母子（父子）家庭や父（母）に障がいがある家庭に対して、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
90	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子（父子）家庭の健康の保持増進を図り、母子（父子）家庭の生活の安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成します。	保険年金課

(2) 子どもへの支援（学習の支援・食の確保・居場所づくり）

- 令和元年6月、国は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、市町村についても子どもの貧困対策計画の策定が法律で努力義務となりました。
- 子ども食堂等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中で子どもを見守り・支えることができる環境づくりが推進されるよう、地域における子どもの居場所づくりの取組みを支援します。
- 子ども食堂に関する県の助成事業の周知を図り、開所に関わる相談に応じます。
- 子どもの学習支援事業などにより、教育の機会均等を図ります。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
91	子どもの学習支援事業 【新規】	学習支援を行うことで、教育の機会均等を図ります。また、子どもに対する居場所づくりを行います。	厚生保護課
92	子ども食堂 【新規】	子どもや地域の人々に対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する社会活動です。	民間団体 こども未来課

(3) 経済的自立に向けた支援

○自立に向けた職業・教育訓練の給付金受給者は増加傾向にあり、定期的な連絡や長期の後追い調査により確実な自立へ向けた支援を実施しています。経済的支援や日常の生活支援を受ける世帯は横ばいから減少傾向にあり、自立に向けた支援の効果がみられます。今後も効果的な利用者支援を行っていきます。

○就労準備支援事業では、アウトリーチの開発を含め掘り起こしの強化を図っていきます。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
93	自立相談支援窓口	生活保護には至らないが、様々な事情により生活や仕事等に困っている方々の相談を受け、自立に向けての支援を行います。	厚生保護課
94	家計改善支援事業 【新規】	生活困窮者の家計再建を支援する計画を策定し、収入の改善や家計管理能力の向上、各種情報提供や債務整理等の支援を行います。	厚生保護課
95	就労準備支援事業	引きこもり等で社会と繋がれていない人や、就労に向けて準備が整っていない人等が、基礎的な力を身に付けるための支援を有期で行います。	厚生保護課

重点施策6 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 各種助成・手当・給付

○特別児童扶養手当の受給者数、放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。

○制度の周知については、随時個別に案内していますが、市の子育て情報誌や広報等で案内し、必要な方が適切に利用できるよう情報提供します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
96	未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。	保険年金課
97	特別児童扶養手当	精神、知的又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童を養育している方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付します。	こども未来課
98	障害児福祉手当	20 歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付します。	介護福祉課
99	障がいのある子どもに対する自立支援給付事業	精神、知的又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の方を対象に居宅介護や放課後等デイサービス、ショートスティ等のサービスを提供します。	介護福祉課
100	特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を持つ保護者の方の経済的負担の軽減を目的として、学用品費や給食等の一部を援助します。	教育総務課

(2) 発達に関する相談

○乳幼児期から早期支援につなげるための情報提供や相談窓口の充実、適切な療育を受けられる体制の整備、家族への支援、地域支援など幅広く、成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
101	発達についての個別相談 【新規】	発達に不安や悩みを抱えている方に対し、県発達障害者支援センターと連携し個別相談を行います。	介護福祉課
102	心理発達相談事業	心理発達相談員による個別相談を実施し、幼児の発達状況を確認し、今後の関わり方についての指導を行います。	中央保健センター
		教育相談として、臨床心理士による個別相談を実施し、子どもの発達状況を確認し、今後の関わり方についての指導を行います。	教育総務課

(3) 療育・特別支援教育の充実

○特別な支援を必要とする子どもは増える傾向にあります。障がいや発達に心配がある子どももひとりの子どもとして尊重されて成長し、身近な地域の中で育まれることが大切です。

そのために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮と専門的な支援を提供していくことが必要です。

○障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが自分らしく主体的に生活を送ることができるよう、各専門機関が連携しながら、学校、地域においてともに学ぶ機会の充実や環境づくりを推進します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
103	こあら教室	臨床心理士・保育士が発達障がい児の日常生活における基本的な生活習慣、集団生活への適応について指導するとともに、保護者の交流の場を提供します。	介護福祉課 社会福祉協議会
104	教育相談（心理） 通級指導教室「ほほえみ」「ひだまり」	臨床心理士による発達相談や、通常の学級に在籍しているが、特別な教育的支援が必要な児童に、実情に応じて通級による指導を行います。	教育総務課
105	特別支援教育事業	特別な支援を必要とする幼児の受け入れ体制を充実させるとともに職員の幼児理解のための研修の充実に取り組めます。学校、療育関係機関と連携を図りながら、子どもの育ちを支援します。	教育総務課

(4) 保護者交流・自立に向けた支援

○広報、HP及び各小・中学校、こども園・幼稚園・保育園の全家庭に対しチラシを配布し集いの場の周知を行います。

○保護者同士の交流を図ることで、不安や悩みの軽減を図るとともに、自立に向けた様々な情報交換を促すため、更なる参加者の増加を目指し周知方法等を検討します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
106	かるがもくらぶ 【新規】	概ね就学前の子どもを持つ保護者を対象に、発達への心配や子育てへの不安や悩みのある方に対し、保護者間での情報交換や思いを共有できる場です。	介護福祉課
107	井戸端会議 【新規】	子どもの発達に不安や悩みをかかえている方に対し、問題の解消及び改善に向けての対応策を、市障害者地域自立支援協議会・子ども支援部会とともに検討する場です。	介護福祉課

重点施策7 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援

（１）育児休業利用の促進

- 育児休業制度は女性の取得は進みましたが、男性の取得率は依然として低い状況が続いています。
- 性別に関わらず仕事と生活、子育ての調和を目指せるよう、家庭、企業や地域に対して啓発活動をすすめていく必要があります。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
108	育児休業取得への啓発	企業・事業者に対し、労働者への育児休業取得についての啓発を進めます。	人権推進課 こども未来課

（２）子育てと仕事の両立

- 女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中で、子どもを安心して預けられる教育・保育施設を確保することは重要です。また、子育て家庭の働き方、環境や価値観が多様化しており、ニーズも多様化しています。このため、多様な働き方にあわせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実や教育・保育施設の充実を図る必要があります。
- 小学校入学後、放課後安心して安全に過ごせる場所の確保が課題となっており、すべての子どもを対象とした放課後児童対策など、多様な経験ができる機会をさらに充実していく必要があります。
- 仕事と生活、子育ての調和をすすめるためには、職場や地域の理解や協力が不可欠です。男女が互いに人権を尊重しつつ、子育ての責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、共に子育てに取り組むことができる社会の実現を目指します。

◇取組事業

	取組名称	内 容	担当課・機関
109	男女共同社会の必要性の啓発	宇陀市男女共同参画計画に基づき、仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性についての啓発を行います。	人権推進課
110	男女共同参画による子育ての促進	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して、妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診、子育て支援センター事業等の場面で父親の育児参加を促します。	中央保健センター 子育て支援センター
111	うだ育児の日推進事業	毎月 19 日を「うだ育児の日」とし、子育ての楽しさ喜びを伝え、地域・社会全体で子どもを育むことへの意識啓発を実施します。	こども未来課

	取組名称	内 容	担当課・機関
112	延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業などで一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用します。	こども未来課
113	学童保育	保護者の就労等により、昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年生までの児童が、学童保育室を利用します。	こども未来課
114	病児保育【新規】	保護者が就労している場合、病院・保育園等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応をするものです。	こども未来課
115	病後児保育	お子さんが発熱や下痢、感染症などの病気の回復期にあり、保護者が仕事などで家庭保育ができない場合に、病後児保育室で保育します。	こども未来課

第1節 教育・保育提供区域

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

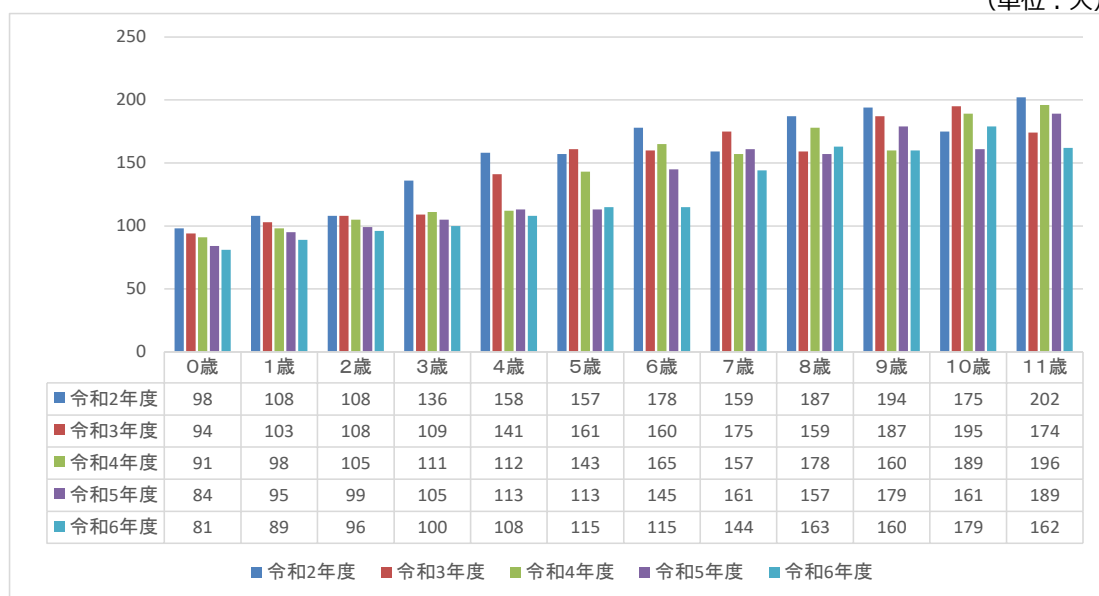
本市では、基本として、中学校区単位を教育・保育提供区域とし、市民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

第2節 児童人口の推計

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度における年齢別推計児童数を下記の通りです。

推計児童数（0～11歳）

（単位：人）



※コーホート変化率による推計

※コーホート変化率とは、各「コーホート（同年出生集団）」の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

今回の推計では、平成27年から令和1年まで5年間の各11月末時点の年齢別・男女別の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により令和2年度から令和6年度までの児童人口（0～11歳）を推計しました。

第3節 幼児期の教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

【教育・保育の量の見込み】

国の考え方

○認定の区分に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

【教育・保育の提供体制の確保の内容】

国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

本市の保育・幼児教育を担う人材の確保の考え方

- こども園の整備・拡充に伴い、新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、引き続き本市も「採用」と「定着」の両面の支援に取り組みます。
- 採用については、保育士養成施設の学生、潜在保育士、資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる、学生ボランティアの積極的な受け入れ等の取り組みを継続します。
- 定着については、保育士が働きやすい職場環境の構築、保育士のやりがいや職の魅力向上、施設長や中堅職員に対する人材育成研修の充実、処遇の改善、宿舍借り上げ支援などを総合的に進めていきます。

(1) 大宇陀区域

平成27年度に幼稚園と保育所の2つの機能や特長を併せ持つ大宇陀こども園を開園いたしました。計画期間中は、将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、大宇陀こども園にて未就学児の教育・保育を提供いたします。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育・保育）

(単位：人)		令和1年度（見込み値）				令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
① 量の見込み （必要利用定員総数）						36	53	3	22	33	48	3	21
② 確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	62	57	3	25	36	53	3	22	33	48	3	21
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）						0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
①量の見込み （必要利用定員総数）		30	43	3	20	27	39	3	15	26	38	3	19
② 確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	30	43	3	20	27	39	3	15	26	38	3	19
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 菟田野区域

第1期計画期間においては、菟田野区域に教育施設が無く、大宇陀こども園にて教育ニーズを補っていました。しかし、幼稚園と保育所の2つの機能や特長を併せ持つ菟田野こども園を令和2年4月に開園することとなり、菟田野区域の教育ニーズに対応可能となります。計画期間中は、将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、菟田野こども園にて未就学児への教育・保育を提供いたします。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育・保育）

(単位：人)		令和1年度（見込み値）				令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
① 量の見込み （必要利用定員総数）						23	34	4	20	21	31	4	19
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	0	22	6	13	23	34	4	20	21	31	4	19
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）						0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育のみ	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
① 量の見込み （必要利用定員総数）		19	28	4	18	17	25	3	17	17	25	3	17
③ 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	19	28	4	18	17	25	3	17	17	25	3	17
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和1年度の1号認定児童数は大宇陀こども園に含まれています。

(3) 榛原区域

榛原区域は第1期計画期間中に幼稚園の定員充足率がかなり低く、令和2年4月より榛原幼稚園と榛原西幼稚園が統合し公立幼稚園が榛原幼稚園と榛原東幼稚園の2園になります。また、公立保育園が1園、私立保育園が1園ありますが、将来的な子どもの減少を見据えて公立幼稚園と公立保育園を包括する、幼保連携型認定こども園の設置に向けての検討・整備が求められます。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育・保育）

(単位：人)		令和1年度（見込み値）				令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
① 量の見込み （必要利用定員総数）						109	159	14	69	100	145	13	68
② 確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	139	144	21	85	109	159	14	69	100	145	13	68
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）						0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
①量の見込み （必要利用定員総数）		88	128	12	65	80	117	12	62	78	114	11	59
② 確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	88	128	12	65	80	117	12	62	78	114	11	59
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 室生区域

平成 27 年度に幼稚園と保育所の 2 つの機能や特長を併せ持つ室生こども園を開園いたしました。計画期間中は将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、室生こども園にて未就学児の教育・保育を提供いたします。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育・保育）

(単位：人)		令和 1 年度（見込み値）				令和 2 年度				令和 3 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1・2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1・2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1・2 歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
①量の見込み （必要利用定員総数）						17	24	1	12	15	22	1	12
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	12	27	2	14	17	24	1	12	15	22	1	12
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）						0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和 4 年度				令和 5 年度				令和 6 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1・2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1・2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1・2 歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
①量の見込み （必要利用定員総数）		13	20	1	11	12	18	1	11	12	17	1	10
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	13	20	1	11	12	18	1	11	12	17	1	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 市全域

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育・保育）

(単位：人)		令和1年度（見込み値）				令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
①量の見込み （必要利用定員総数）						186	270	22	123	169	246	21	120
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	213	250	32	137	186	270	22	123	169	246	21	120
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）						0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
		教育	保育	保育		教育	保育	保育		教育	保育	保育	
①量の見込み （必要利用定員総数）		150	219	20	115	136	198	19	110	133	193	18	105
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	150	219	20	115	136	198	19	110	133	193	18	105
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

(1) 利用者支援事業

【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、また、妊娠期間においても保健師等の専門的な相談支援が受けられるよう、身近な場所で支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、提供区域に1か所を基本に設置を目指します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所数	5	5	5	5	5
確保方策	基本型	4	4	4	4	4
	母子保健型	1	1	1	1	1
	計	5	5	5	5	5

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	提供施設（5か所）	確保の方策
大宇陀区域	大宇陀こども園 子育て支援センター（すくすく）	大宇陀こども園 （情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
菟田野区域	菟田野こども園 子育て支援センター（すくすく）	菟田野こども園 （情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
榛原区域	子育て支援センター（すくすく）	（認定）こども園にて実施を目指す。 （情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
室生区域	室生こども園 中央保健センター 子育て支援センター（すくすく）	室生こども園 （情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
		中央保健センター（情報提供・相談支援等窓口設置）

(2) 延長保育事業

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間（7：30～18：30）を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。現状、公立保育施設では事業を実施しておらず、私立保育園1園のみで実施しています。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人数	73	69	63	58	56
確保の内容	提供人数	73	69	63	58	56

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

単位：人

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	7	6	5	4	3	私立保育園で対応	私立保育園及びファミリー・サポート・センター事業にて対応
菟田野区域	2	1	1	1	1	私立保育園で対応	私立保育園及びファミリー・サポート・センター事業にて対応
榛原区域	63	61	56	52	51	私立保育園で対応	私立保育園及びファミリー・サポート・センター事業にて対応
室生区域	1	1	1	1	1	私立保育園で対応	現状維持及びファミリー・サポート・センター事業にて対応

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

小学校に就学している児童であって、保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備いたします。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	76	73	72	69	64
	2年生	52	50	50	48	44
	3年生	51	49	49	47	44
	4年生	26	25	25	23	22
	5年生	8	8	8	7	7
	6年生	5	5	4	4	4
	合計	218	210	208	198	185
確保方策	定員	218	210	208	198	185
	か所数	7	7	7	7	7

【確保の方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。待機児童の解消に向け、教育委員会・各学校・関係機関等と連携を図り提供体制を整備いたします。

単位：人

提供区域	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	低学年	32	31	31	30	28	大宇陀小学校 学童保育室で実施	現状維持で対応
	高学年	10	8	8	7	7	大宇陀小学校 学童保育室で実施	現状維持で対応
菟田野区域	低学年	28	27	26	24	22	菟田野小学校 学童保育室で実施	現状維持で対応
	高学年	6	6	6	5	5	菟田野小学校 学童保育室で実施	現状維持で対応
榛原区域	低学年	94	92	92	92	88	榛原小学校、榛原東小学校学童保育室で実施	現状維持で対応
	高学年	16	16	16	14	12	榛原小学校、榛原東小学校学童保育室で実施	現状維持で対応
室生区域	低学年	22	21	20	18	16	室生小学校学童保育で実施	現状維持で対応
	高学年	10	9	9	8	7	室生小学校学童保育で実施	現状維持で対応

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児疲れや育児不安等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備するため、県内児童養護施設と委託契約により、受け入れ可能な施設を増やせるように整備いたします。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	見込まれる利用人日	8	8	7	7	7
確保方策	子育て短期支援事業（ショートステイ）	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

単位：人

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	利用実績	確保の方策
大宇陀区域	2	2	2	2	2	第1期計画期間に利用実績無し	対応可能施設の増加を目指す
菟田野区域	2	2	2	2	2	平成30年度に1名利用あり	対応可能施設の増加を目指す
榛原区域	2	2	2	2	2	第1期計画期間に利用実績無し	対応可能施設の増加を目指す
室生区域	2	2	1	1	1	平成30年度に1名利用あり	対応可能施設の増加を目指す

（５）地域子育て支援拠点事業

【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置するため、おおむね提供区域（中学校区）に１か所を基本に設置します。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	見込まれる利用人数	2,417	2,348	2,263	2,140	2,047
確保方策	か所数	4	4	4	4	4

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

単位：人

提供区域	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	470	458	432	402	379	子育て支援センター（『つどいの広場』という出前保育を実施）	大宇陀こども園にて実施
菟田野区域	207	189	166	137	114	子育て支援センター（『すくすく教室』という親子教室を実施）	菟田野こども園にて実施
榛原区域	1545	1530	1509	1479	1456	子育て支援センター（『つどいの広場』という出前保育を実施）	（認定）こども園において実施を目指す。
室生区域	195	176	154	122	98	子育て支援センター（『つどいの広場』という出前保育を実施）	室生こども園にて実施

(6) 一時預かり事業

【概要】

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間（9：00～14：00）の開始前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

【実施方針】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	4,679	4,264	3,797	3,434	3,351
確保 方策	一時預かり事業（在園児対象型）	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

単位：人

提供区域	利用	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	提供内容	確保の方策
大宇陀区域	1号認定による利用	743	639	520	420	393	預かり保育又は、一時保育で対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応
菟田野区域	1号認定による利用	421	317	204	105	84	預かり保育又は、一時保育で対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応
榛原区域	1号認定による利用	3166	3063	2930	2830	2805	預かり保育又は、一時保育で対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応
室生区域	1号認定による利用	349	245	143	79	69	預かり保育又は、一時保育で対応	各幼稚園・認定こども園又は、ファミリー・サポート・センター事業にて対応

(7) 一時預かり事業（未就園児等）、短期支援事業（トワイライトステイ）等

【概要】

○一時預かり事業は、日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

○子育て援助活動支援事業（未就学児）は、児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

○子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難になる場合や緊急の場合において、児童養護施設等で保護し、食事の提供等を行う事業です。

【実施方針】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	(6) 以外の一時預かり	1475	1353	1217	1107	1070
確保 方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く未就学児）	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す	対応可能施設の増加を目指す

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

単位：人

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	提供体制	確保の方策
大宇陀区域	310	283	253	230	225	一時保育を利用	現状維持
	88	84	80	76	72	ファミリー・サポート・センターを利用	
	0	0	0	0	0	トワイライトステイを利用	
菟田野区域	176	150	120	97	92	一時保育を利用	現状維持
	57	53	49	45	41	ファミリー・サポート・センターを利用	
	0	0	0	0	0	トワイライトステイを利用	
榛原区域	544	517	487	462	456	一時保育を利用	現状維持
	50	46	42	38	34	ファミリー・サポート・センターを利用	
	0	0	0	0	0	トワイライトステイを利用	
室生区域	171	145	115	92	87	一時保育を利用	現状維持
	79	75	71	67	63	ファミリー・サポート・センターを利用	
	0	0	0	0	0	トワイライトステイを利用	

（８）病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】

病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をおこなう事業です。

【実施方針】

現状、大宇陀こども園「りすぐみ」の１園で病後児保育事業継続を実施しているが、ニーズに対応できるよう医療機関等の連携を検討し、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の 見込み	見込まれる利用人数	17	16	15	13	13
確保 方策	病児・病後児保育事業	17	16	15	13	13
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

○ 市全域を提供区域とし、市内２か所の設置を図ります。

単位：箇所

提供区域	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	提供施設	確保の方策
宇陀市全域	1	1	1	1	1	関係施設を検討	病児の対応
宇陀市全域	1	1	1	1	1	大宇陀こども園（りすぐみ）	病後児の対応

（９）妊婦に対する健康診査

【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

【実施方針】

妊娠届の早期提出や妊婦検診の大切さの啓発を行うとともに、検診を全て受診しない傾向にある多子世帯や外国人家庭等へ受診について働きかけをなしていきます。また、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。（〇歳児の推計より抽出）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の 見込み	見込まれる人数	98	94	91	84	81
	健診回数	14	14	14	14	14
確保 方策	実施場所	県内・県外の病院等施設で実施	県内・県外の病院等施設で実施	県内・県外の病院等施設で実施	県内・県外の病院等施設で実施	県内・県外の病院等施設で実施

（１０）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。

養育支援訪問事業は、次の者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うものです。

- 乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）
- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【実施方針】

乳児家庭全戸訪問事業とそこからつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保します。また、養育支援訪問事業の中核機関となる要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります（子どもを守る地域ネットワーク事業）。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	乳幼児家庭全戸訪問事業 (見込まれる人数)	98	94	91	84	81
	養育支援訪問事業 (見込まれる人数)	5	5	5	5	5
確保 方策	実施体制	3人	3人	3人	3人	3人
	実施機関	中央保健セ ンター、こ ども未来課	中央保健セ ンター、こ ども未来課	中央保健セ ンター、こ ども未来課	中央保健セ ンター、こ ども未来課	中央保健セ ンター、こ ども未来課
	子どもを守る地域ネット ワーク事業	実施	実施	実施	実施	実施

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【概要】

小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等の育児サポートを依頼したいものを会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望するものと、支援をしたい子育て経験者等との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施方針】

就学後の利用量の見込みがありませんが、利用動向を見極めながらニーズに対応できる提供体制を確保します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	子育て援助活動支援 事業（就学後） (人日/週)	20	19	18	17	16
確保 方策	実施場所	ファミリー ・サポー ト・センタ ー	ファミリー ・サポー ト・センタ ー	ファミリー ・サポー ト・センタ ー	ファミリー ・サポー ト・センタ ー	ファミリー ・サポー ト・センタ ー

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品に要する費用又は行事への参加に要する費用等について負担軽減を図るため助成する事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	幼稚園等に在園する児童の保護者が、園に支払うべき給食費・教材費等の実費の一部について、低所得世帯・多子世帯を対象として補助します。				

【実施方針】

国の動向を見極めながら、教育・保育施設と連携し対象者への実費徴収に係る補足給付を実施いたします。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であるため、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業です。

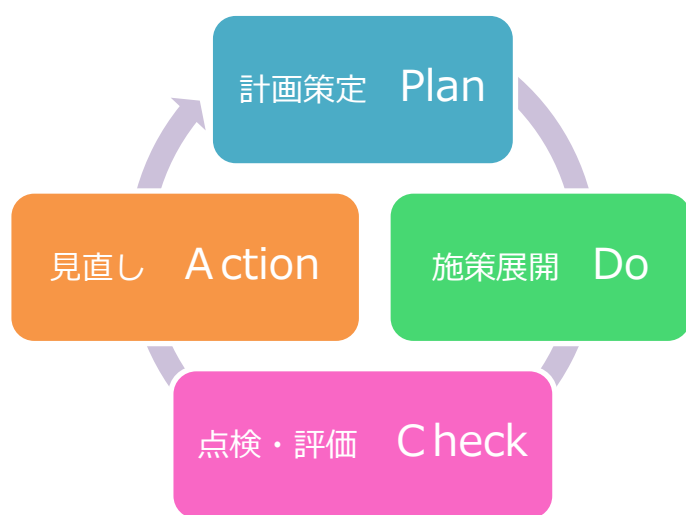
【実施方針】

新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

第1節 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「宇陀市子ども・子育て会議」において施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第5章の「子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



本計画の進行管理のイメージ

- 本計画の策定
- 施策を展開する
- 施策を点検・評価する
- 計画内容等の見直し
- 新たに計画を策定

第2節 国・県等との連携と広域調整

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

また、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携して推進するとともに、県を通じ、事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

◆宇陀市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第13号

改正 平成27年6月25日条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇陀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内をもって組織し、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

5 会長は、必要に応じ子ども・子育て会議に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宇陀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

◆宇陀市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

区 分	氏 名	所属及び役職等
学識経験者（教育） 【会長】	うえの ひろみ 上野 博美	奈良文化女子短期大学 元学長
学識経験者（教育） 【副会長】	すみだに としき 炭谷 俊樹	神戸情報大学院大学 学長
宇陀市連合自治会 会長	いまにし やすはる 今西 康温	
宇陀市民生児童委員連合会 主任児童委員 代表	にしだ とみえ 西田 外美江	
校長会 代表	かとう えいいち 加藤 詠一	室生小学校 校長
宇陀市幼児教育研究会会長 こども園・保育所長代表	ささお あけみ 笹尾 昭美	室生こども園 園長
宇陀市幼児教育研究会 幼稚園代表	もりもと はつみ 森本 初美	榛原幼稚園 園長
子育て支援センター所長	ほりもと まゆみ 堀本 眞由美	
NPO 子どもメンターセンター 代表理事	きのした ひとみ 木下 人美	
市民団体 代表	きくおか もとよし 菊岡 基益	
NPO 法人学童クラブうだ 代表	よしだ れいこ 吉田 玲子	
社会福祉法人はなぶさ福祉会 しらゆり保育園 園長	たなか ゆり 田中 裕理	
NPO ゴールドファーム 代表	よっか かつひこ 四日 克彦	
志学塾 塾長	たつみ ふみのり 巽 文則	
木の子文庫 代表理事	うえだ ゆか 上田 由賀	
なら中和自閉症スペクトラム児の親の会 にじいろ 代表	いわもと あやの 岩本 綾野	
大宇陀こども園 育友会代表	ばんせ なおこ 萬世 奈央子	
菟田野保育所 保護者会 代表	ますい さあや 増井 小綾	
榛原地域幼稚園 P T A代表 (榛原幼稚園)	いぶり さき 飯降 早希	
公募委員	いのうえ ちえ 井上 千絵	

※事務局（福祉部局、教育委員会）

◆策定経緯

【市民へのアンケートによるニーズ調査】

調査機関：平成 31 年 4 月 3 日から平成 31 年 4 月 26 日実施

調査対象：市内在住未就学児（0～5 歳児）のお子さんがある家庭

調査結果：配布数 629 人に対して回収数 379 人（回収率 60.3%）

【子育てワークショップ】

『子ども・子育て』に関するワークショップ 令和元年 7 月 16 日

意見交換：テーマ1 育児と仕事の両立について

テーマ2 地域でのサポート体制について

テーマ3 子どもの貧困対策について

【宇陀市子ども・子育て会議及びブレインストーミング〈庁内会議〉】

第 13 回会議 令和元年 7 月 28 日

（1）平成 30 年度実績報告

教育・保育提供体制の見込に対する実績及び状況について

子育て支援 13 事業の利用実績等状況について

（2）『第 2 期宇陀市子ども・子育て支援事業計画』策定スケジュールについて

（3）『子育て支援に関する』ニーズ調査結果報告について

（4）『子ども子育て』ワークショップ主な意見について

第 1 回ブレインストーミング 令和元年 12 月 6 日

（1）現行の子ども・子育て支援事業計画の評価

（2）市の子育て支援の現状と課題

第 2 回ブレインストーミング 令和元年 12 月 13 日

（1）宇陀市子ども子育て支援に関するアンケート調査結果について

（2）市の子育て支援についての対策（案）について

（3）教育・保育「量の見込み」について

第 3 回ブレインストーミング 令和元年 12 月 25 日

（1）教育・保育「量の見込み」について

（2）基本理念について

（3）基本的な視点について

（4）重点施策について

第14回会議 令和2年1月29日

- (1) 計画策定の背景と趣旨について
- (2) 計画策定スケジュールについて
- (3) 今年度の実施状況について
 - 『子育て支援に関する』ニーズ調査結果報告について
 - 『子ども子育て』ワークショップ主な意見について
 - ブレインストーミング(庁内会議)の検討内容について
- (4) 第2期計画の基本的な考え方について
 - 基本理念(めざす姿)
 - 基本的な視点(計画策定で大切にしたいこと)
 - 重点施策の設定と施策体系
 - 教育・保育の「量の見込み」

第15回会議 令和2年2月16日

- (1) 第1期子ども・子育て事業計画の状況整理について
 - 第1期子ども・子育て支援事業計画(13事業)の実績
 - 庁内会議(ブレイン・ストーミング)の主な意見
 - ニーズ調査からみた宇陀市の特徴と課題・方向性
 - 第1期子ども・子育て支援事業計画の点検評価の概要
- (2) 自由討論

第4回ブレインストーミング 令和2年3月4日

- (1) 重点施策とそれに基づく取組み事業について
 - 重点施策1 子どもが心身共に健やかに成長するための支援
 - 重点施策2 子どもの安全確保
 - 重点施策3 子どもの人権尊重と権利意識の推進
 - 重点施策4 子育てを支援する生活環境づくり
 - 重点施策5 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援
 - 重点施策6 障害のある子どもへの支援の充実
 - 重点施策7 子育てと仕事の両立(ワーク・ライフ・バランス)への支援
- (2) 第2期計画の素案について
 - 基本理念について

第16回会議 令和2年3月10日

第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画書の素案について

- (1) 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策について
- (2) 子ども子育て会議委員の意見反映について
- (3) 基本理念(目指す姿)について

第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 奈良県宇陀市 健康福祉部 こども未来課
〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3
TEL 0745-82-8000(代) FAX 0745-82-3900
